

緑化計画書届出の手引き



令和5年3月

東大阪市土木部みどり景観課

緑化計画書届出の手引き

目次

I 手引きについて

手引きについて.....	1
--------------	---

II 用語について

(1) 建築、建物に関する用語.....	2
(2) 緑化に関する用語.....	2

III 届出について

1. 届出の対象となる行為.....	3
2. 届出対象外建築物.....	3
3. 手続きの流れ.....	4

IV 緑化計画書の作成について

1. 緑化の基準

(1) 接道部緑化延長の基準.....	5
(2) 緑化面積の基準.....	5

2. 接道部緑化延長による緑化計画

(1) 接道部緑化延長の基準.....	6
(2) 接道部緑化延長の算出.....	6

3. 緑化面積による緑化計画

(1) 緑化面積の基準.....	9
(2) 緑化面積の算出.....	10
① 樹木による緑化面積の算出.....	11
② 地上部の塀等の工作物の直立部分や建築物上の壁面による緑化面積の算出..	13

③芝その他の地被植物による緑化面積の算出	14
④花壇その他これらに類するものによる緑化面積の算出	15
⑤水流、池その他これらに類するものによる緑化面積の算出	16
⑥園路、土留め等による緑化面積の算出	16
⑦建築物上に設置する太陽光発電装置の取扱い	17
(3) 緑化面積の基準の計算例	18

4. 樹木等の植栽と維持管理について

(1) 植栽計画について	19
(2) 植栽の方法と維持管理について	20

5. 緑化計画書の作成要領

(1) 緑化計画書の作成	21
(2) 緑化計画書の確認	22
(3) 緑化計画変更書の作成	23
(4) 緑化計画変更書の確認	23
(5) 緑化完了書の作成	24
(6) 緑化完了書の確認	24
(7) 緑化計画書等の記入例(接道部緑化延長による場合)	25
(8) 緑化計画書の記入例(緑化面積による場合)	28
(9) 添付図書類の記入例	33

V 参考

1. 植栽によく使われる樹木、地被植物、芝	36
2. 東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例(抜粋)	38
3. 東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する規則(抜粋)	39

I 手引きについて

東大阪市では、みどりに関するまちづくりを推進するための施策の方針を示す計画として、「東大阪市みどりの基本計画」を策定し、良好な都市環境の形成を目指した「みどりのまちづくり」に取り組んでいます。

東大阪市内では、都市化の進展により、住宅地や農地等の貴重なみどりが減少しています。みどりは、都市環境の改善、コミュニティ活動の場、良好な景観の形成、防災性の向上等多様な機能をもっており、今まで以上に、「みどりのまちづくり」を推進しなければなりません。そして、緑化推進の重要性の高まりとともに、近年みどりに対する市民の意識や関心も高まっています。

このような状況の中で、令和5年4月に「みどりのまちづくり」の推進の礎となる「東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例」を制定し、市内での新築行為を行う場合の緑化計画書届出制度を設けました。市民、事業者、建築主等の皆様方に、市内でのより効果的な緑化推進を図るために、この「緑化計画書届出の手引き」を作成いたしました。

この手引書は、この制度に即した緑化計画を作成する際の参考となるように、緑化基準や必要書類の作成、留意事項等を解説したものです。

緑化計画書による緑化推進にあたり、市とともにみどりのネットワークの形成に貢献していくことや、近隣の建物や植栽とのバランス等を考えた街なみの景観に配慮して、「身近なみどり」を創出することは、建築物等の価値を高め、将来の世代に誇るまちづくりへとつながります。

また、安全で快適に暮らすため、「質の高いみどり」を創出することが地域貢献につながりますので、特段のご協力をお願いいたします。

本制度が規定されている条例

- | | |
|---|-----------|
| 東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例
(関係条例抜粋はP38に記載) | 第9条から第13条 |
| 東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する規則
(関係規則抜粋はP39に記載) | 第2条から第8条 |

Ⅱ 用語について

この手引きで使用する用語の意味及び定義は、次のとおりです。

(1) 建築、建物に関する用語

敷地	建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。
建築物	建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。ただし、この建築物に附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所は除く。
敷地面積	建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。
建築面積	建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
床面積	建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。
建蔽率	建築基準法第53条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいう。角地又は防火地域内の耐火建築物に適用される建蔽率緩和も含めることができる。
接道部	敷地のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項及び第2項に規定する道路(建築基準法附則第5項に規定する道路の位置の指定があつたものとみなす建築線による道路を含む)と接する部分をいう。
地上部	敷地のうち、建築物の存する部分を除いた部分をいう。
建築物上	建築物の屋上、壁面又はベランダ等をいう。
ベランダ等	ベランダやバルコニー・テラス等、建築物の側面で外部に突出し、又は外部と一体となった構造をもち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいう。

(2) 緑化に関する用語

緑地	樹木や地被植物等の枝葉でおおわれている土地、樹木等と一体的に作られた池や花壇、草花の植生された土地をいう。
緑化施設	植栽、花壇その他の緑化のための施設(可動式のものにあつては、容量が概ね100リットル以上のものに限る。)及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられた園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る)をいい、建築物の内部空間に設けられたアトリウム等は含まない。
樹冠	樹木の枝葉の広がりをいう。
水平投影面積	樹冠を真上から地表に投影した面積をいう。
緑化	土壌、その他の植栽基盤に樹木、地被植物、ツル性植物、草花等の植物を植栽し、育成することをいう。
緑化延長	緑化を行っている長さをいう。
植栽基盤	植物の植栽および育成に必要な土地の部分の部分をいう。
可動式植栽基盤	プランターやコンテナ等の容器に土壌等を入れて移動が可能な植栽基盤としたものをいう。緑化面積の算出に当たっては、容量が概ね100リットル以上のものを対象とする。
枝張り	樹木の枝葉が四方に伸びた平均の枝幅をいう。
地被植物	芝、リュウノヒゲ、ヘデラ類、ササ類、シダ植物等の地表を覆う植物をいう。
ツル性植物	ツタ類、カズラ類等の木性のツル植物をいう。
補助資材	壁面緑化において、ツタ等のつる植物を誘導するために建築物等に直接固定する専用ワイヤーやフェンス等をいう。

Ⅲ 届出について

1. 届出の対象となる行為

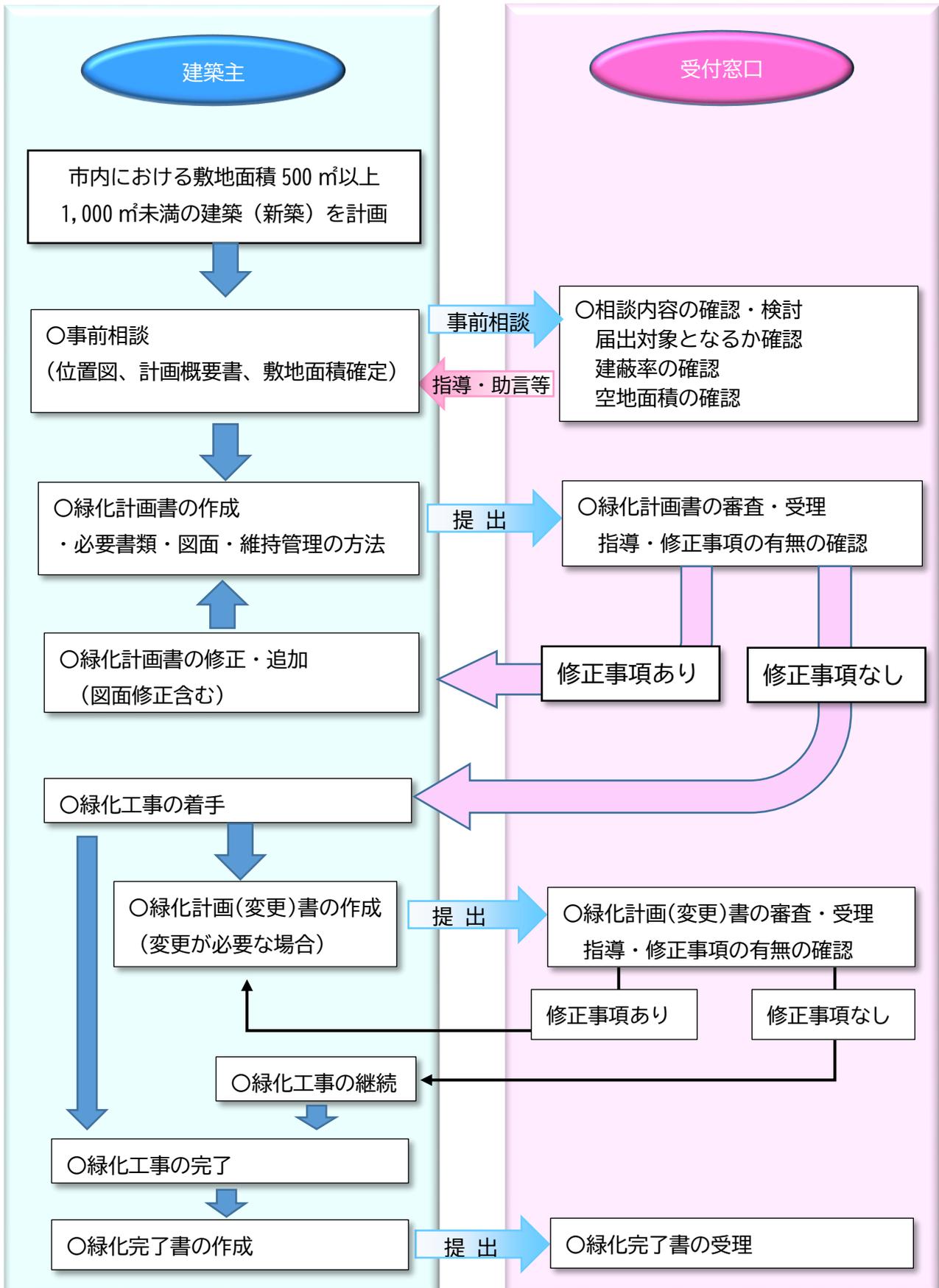
届出の対象となる行為は、敷地面積が500㎡以上から1,000㎡未満の建築物の新築です。
(建築物の高さが15mを超える場合は東大阪市景観条例による届出も必要です。)

2. 届出対象外建築物

- (1) 敷地面積500㎡未満の建築物
- (2) 敷地面積1,000㎡以上の建築物(大阪府自然環境保全条例による届出が必要です。)
- (3) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、緑化をしないことについて、特別の事情があると市長が認めるもの。
 - ・都市公園内の建築物
 - ・大規模な社寺林を有する寺社
 - ・大規模な緑地を含む大学等
- (4) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況又は用途によってやむを得ないと市長が認めるもの。
 - ・敷地が崖地である建築物
 - ・地下又は高架の工作物内に設けられ、植栽スペースを確保できない敷地の建築物
 - ・植物の健全な育成が見込めない敷地の建築物
- (5) 他の法令等により緑化基準が設けられているもので、次に掲げるもの。
 - ・自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の区域内の建築物
 - ・都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章に規定する風致地区内の建築物
 - ・都市緑地法第39条第1項の規定に基づく地区計画の区域内における建築物のうち緑化率制限を受ける建築物
- (6) 建築基準法第3条第1項各号に掲げる建築物
- (7) 建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物又は仮設建築物
- (8) 建築基準法第85条第6項又は第7項の許可を受けた建築物

3. 手続きの流れ

緑化計画書・緑化完了書の提出から受理までのフローは下図の通りです。



IV 緑化計画書の作成について

1. 緑化の基準

緑化された空間が「都市のみどり」として環境の改善・景観の向上等の機能を発揮するためには、一定以上のボリュームを必要とします。そこで、本市では以下のように基準を定めています。建築主等の皆さんは、地上部において、(1) 接道部緑化延長の基準、又は(2) 緑化面積の基準のいずれかを満たす緑化計画を作成してください。

(1) 接道部緑化延長の基準

道路との境界から水平距離が6mの範囲の地上部において、道路から容易に視認できる場所に、樹木による緑化を行うものとします。「接道部緑化延長」は、「接道部延長」に「緑化率 a」を乗じて得られる長さ以上としてください。

建築物の区分※	緑化率 a
市有建築物、戸建住宅、長屋住宅、共同住宅	50%
事務所、店舗、工場、倉庫、その他	30%

※建築物の用途は、1階部分における主たる用途で判断してください。

例：マンションで1階部分が駐車場(住民の駐車場)の場合は、共同住宅の区分としてください。

(2) 緑化面積の基準

地上部における緑化面積は、次に掲げる算式により算出される面積のうち、最小の面積以上を確保してください。

ア (敷地面積-建築面積)×「緑化率 b」

イ {敷地面積-(敷地面積×建蔽率×0.8)}×「緑化率 b」

ウ 建築物の床面積の合計×「緑化率 c」

建築物の用途※	緑化率 b	緑化率 c
市有建築物、戸建住宅、長屋住宅、共同住宅	12.5%	50%
事務所、店舗、工場、倉庫、その他	7.5%	30%

※建築物の用途は、1階部分における主たる用途で判断してください。

例：マンションで1階部分が駐車場(住民の駐車場)の場合は、共同住宅の区分としてください。

2. 接道部緑化延長による緑化計画

(1) 接道部緑化延長の基準

道路との境界から水平距離が6mの範囲の地上部において、道路から容易に視認できるように、樹木による緑化を行うものとします。

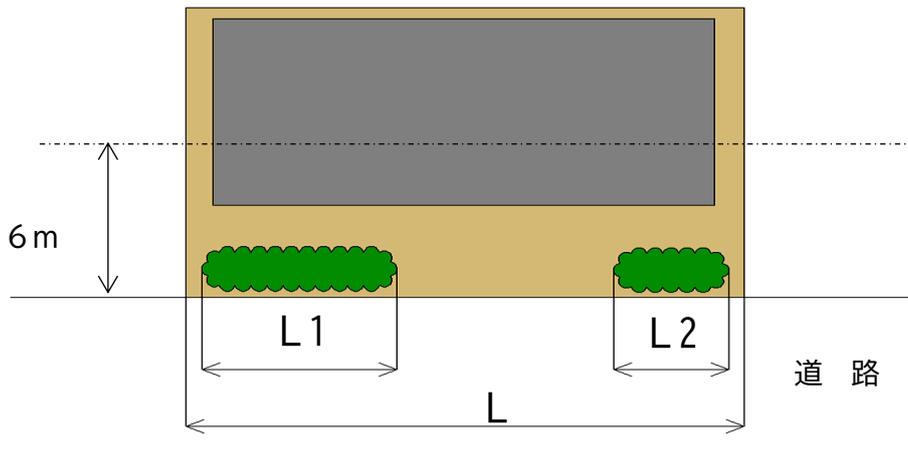
「接道部緑化延長」は、以下のように「接道部延長」に「緑化率 a」を乗じて得られる長さ以上としてください。

$$\text{接道部緑化延長 (L1+L2)} \geq \text{接道部延長 (L)} \times \text{緑化率 a}$$

建築物の区分	緑化率 a
市有建築物、戸建住宅、長屋住宅、共同住宅	50%
事務所、店舗、工場、倉庫、その他	30%

※建築物の用途は、1階部分における主たる用途で判断してください。

例：マンションで1階部分が駐車場(住民の駐車場)の場合は、共同住宅の区分としてください。



(2) 接道部緑化延長の算出

次に掲げるア～ウの方法により算出した樹木による緑化延長の合計とします。ただし、それぞれが重複している部分を二重に算入することはできません。また、塀等で道路からの見通しが妨げられた部分は、接道部緑化延長に算入できません。

※地上部において、樹高2.5m以上の樹木を植栽する場合は、その樹高の2分の1に相当する長さを緑化延長に加算できます。

ア 樹木ごとの「実際の枝張りの長さ」の合計

イ 樹高に応じた、みなし枝張りの長さの合計

樹木の高さ	みなし枝張りの長さ	緑化延長加算(※)
1.0m 未満	0.5m	—
1.0m 以上2.5m 未満	2.2m	—
2.5m 以上4.0m 未満	3.2m	【樹高×0.5】m
4.0m 以上	4.2m	

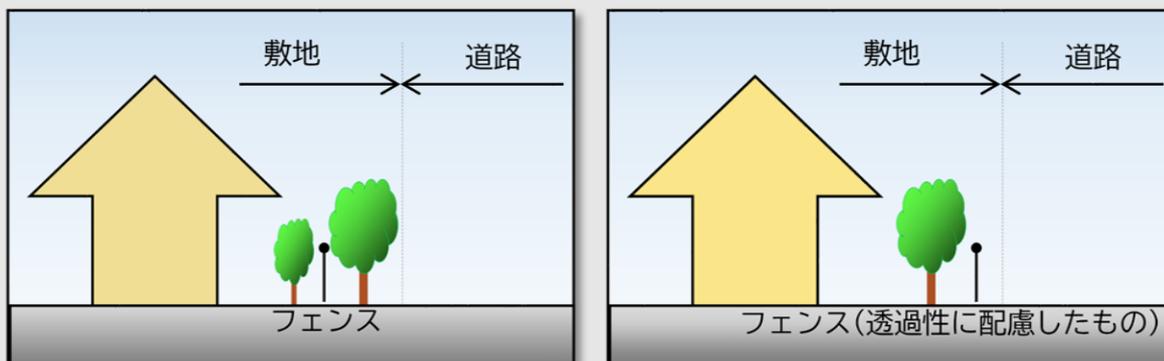
ウ 植栽基盤の長さの合計

複数の多様な樹種が適切な配置で植栽されている植栽基盤の道路に接する部分の長さの合計

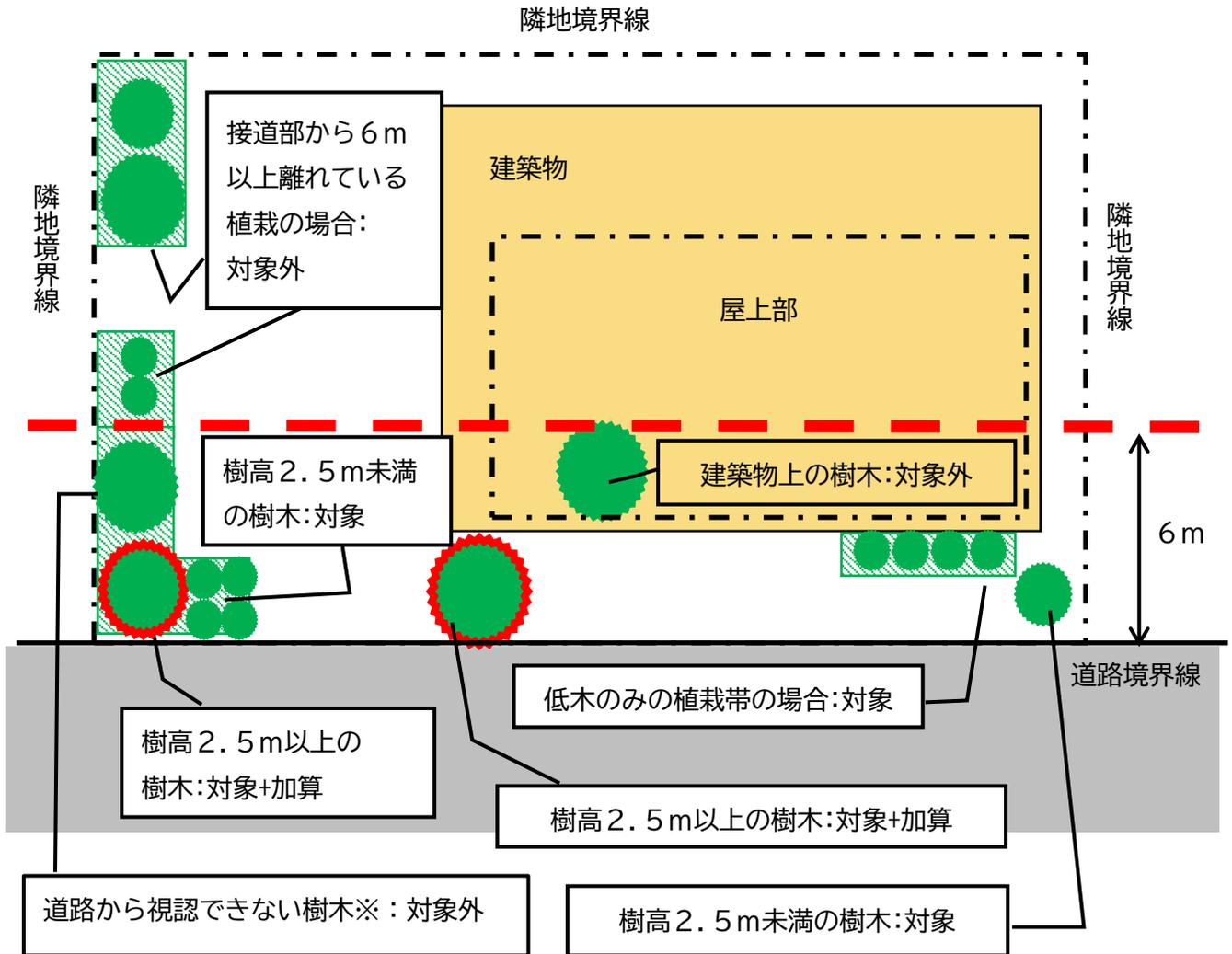
【フェンス等に関する留意点】

接道部には原則としてフェンス、塀等を設置しないこと。

やむを得ずフェンスを設置する際には、接道部から緑地が十分に見え、フェンスが目立たないように、道路とフェンスの間に樹木植栽することや、道路境界と樹木の間にフェンスを設置する際には、概ね高さ 1.2m 以下とし、透過率の高い製品を使用する等配慮に努めること。



【緑化延長の事例】



3. 緑化面積による緑化計画

(1) 緑化面積の基準

地上部における緑化面積が次に掲げる算式により算出される面積のうち、最小の面積以上の緑化面積を確保してください。

ア $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times \text{緑化率 } b$
 イ $\{\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \times 0.8)\} \times \text{緑化率 } b$
 ウ $\text{建築物の床面積の合計} \times \text{緑化率 } c$

建築物の区分※	緑化率 b	緑化率 c
市有建築物、戸建住宅、長屋住宅、共同住宅	12.5%	50%
事務所、店舗、工場、倉庫、その他	7.5%	30%

※建築物の区分は、1階部分における主たる用途で判断してください。

例：マンションで1階部分が駐車場(住民の駐車場)の場合は、共同住宅の区分としてください。

○工場、学校等における緑化面積算出の留意点

工場、学校等において以下に該当する施設を設置している場合は、敷地面積からこれらの施設に必要な面積を控除することができます。

- ・工場において稼働に必要な施設
(貯水・貯油槽、パイプラック、圧力タンク、煙突、クレーン敷地、排水浄化施設、施設に付帯する防護壁、その他これらに類する施設等)
- ・学校における運動施設
(トラック及びトラックを外周線とする整地された地面等の運動場、テニスコート、野球場その他の球技場、プール、弓道場、その他これらに類する施設等)
※ここでいう運動場とは、学校教育法の施設設置基準に基づき設置、管理される運動場等をいいます。
- ・保育園における遊戯場
※ここでいう遊戯場とは、児童福祉法の施設設置基準に基づき設置、管理される遊戯場をいいます。
- ・認定こども園における屋外遊戯場、園庭
※ここでいう屋外遊戯場、園庭とは、東大阪市立認定こども園条例に基づき設置、管理されている屋外遊戯場、園庭をいいます。
- ・共同住宅等の敷地内の道路等
(一般に、共同住宅等内において不特定多数の車両や歩行者が通行する道路、通路等は、本来道路管理者に管理権及び所有権が帰属されるが、その中には道路管理者に帰属していない道路、通路等もある。本規定は、そのための除外基準である。なお、道路管理者に帰属する道路、通路等については、敷地面積から除いて建築確認がなされるので、本規定の適用対象とはならない。また、居住者等に利用が限定されている道路、通路等については、原則どおり緑化対象の敷地面積に算入するもの。)

(2) 緑化面積の算出

緑化面積の算出は、以下の項目が記載されているページで示す方法により算出してください。それぞれの緑化面積の算出は、他の緑化面積と重複して計上することはできません。

ただし、地上部において必要とされる緑化面積（建築物上の緑化をもって代える面積を除く。）の2分の1以上の面積は樹木によるものとしてください。

- ① 樹木による緑化面積の算出 ※1※3
- ② 地上部の塀等の工作物の直立部分や建築物上の壁面による緑化面積の算出
- ③ 芝その他の地被植物による緑化面積の算出 ※3
- ④ 花壇その他これに類するものによる緑化面積の算出 ※3
- ⑤ 水流、池その他これらに類するものによる緑化面積の算出 ※3
- ⑥ 園路、土留め等による緑化面積の算出 ※2※3
- ⑦ 建築物上に設置する太陽光発電装置の取扱い ※4

※1 道路との境界線から水平距離が6m以内の地上部の範囲内において、樹高2.5m以上の樹木を植栽する場合、緑化面積に当該面積の2分の1に相当する面積を加算することができます。

※2 ①～⑤の緑化面積の合計面積の4分の1を超えない面積でしか算入できません。

※3 特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物上の屋上部、ベランダ等の同一面積の緑化をもって代えることができます。

※4 建築物上の緑化を行った場合において、なお特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合に限りま

す。

①樹木による緑化面積の算出

ア 樹木ごとの樹冠の水平投影面積の合計

植栽時の実際の水平投影面積とします。樹冠が重なる場合は、重複して計上することはできません。

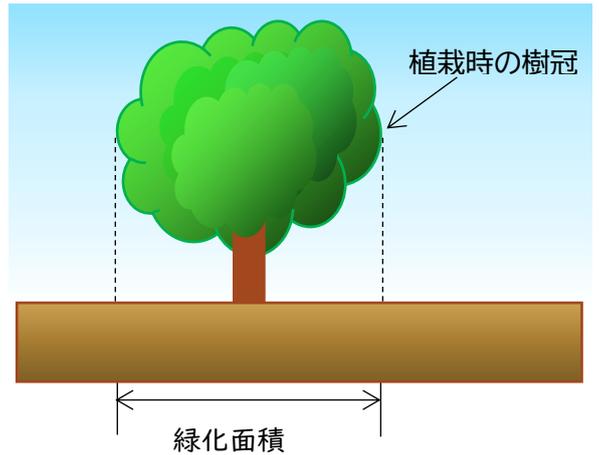
※樹冠の水平投影面積(S)の算出方法

○単木の植栽(円形樹冠)の場合

$$S = (W \times \frac{1}{2})^2 \times \pi$$

ただし、W:植栽する樹木の枝張り(直径)

π :円周率



イ 樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

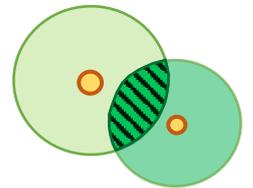
樹木は、樹高に応じて右表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなします。この「みなし樹冠」を水平投影した面積の合計を樹木の緑化施設の面積とします。ただし、「みなし樹冠」が重なる場合は、重複して計上することはできません。

樹高に応じて右表の面積を樹木1本当たりの緑化面積として算出してください。

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径	面積
1m以上 2.5m未満	1.1m	3.8 m ²
2.5m以上 4m未満	1.6m	8.0 m ²
4m以上	2.1m	13.8 m ²

注:この算出方法は、樹木の樹高が1m以上のものに限ります。

ア 又は イ の算出時、樹冠が重なる場合は、重複して計上することはできません。



ウ 一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

下に示す密度を満たし、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が育成するための植栽基盤(土壌その他の資材)の水平投影面積を、緑化面積とすることができます。

【満たすべき植栽密度】

$$A \leq 18 \times T_1 + 10 \times T_2 + 4 \times T_3 + T_4$$

A: 当該部分の水平投影面積(m²)

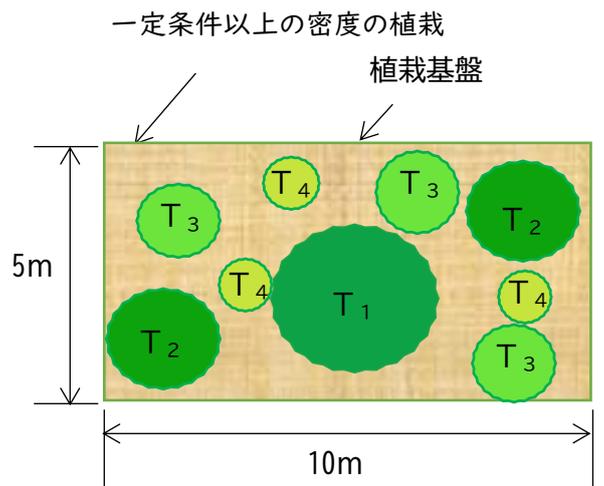
T₁: 高さ4m以上の樹木の本数

T₂: 高さ2.5m以上 4m未満の樹木の本数

T₃: 高さ1m以上 2.5m未満の樹木の本数

T₄: 高さ1m未満の樹木の本数

(樹木の高さは植栽時のものとする)



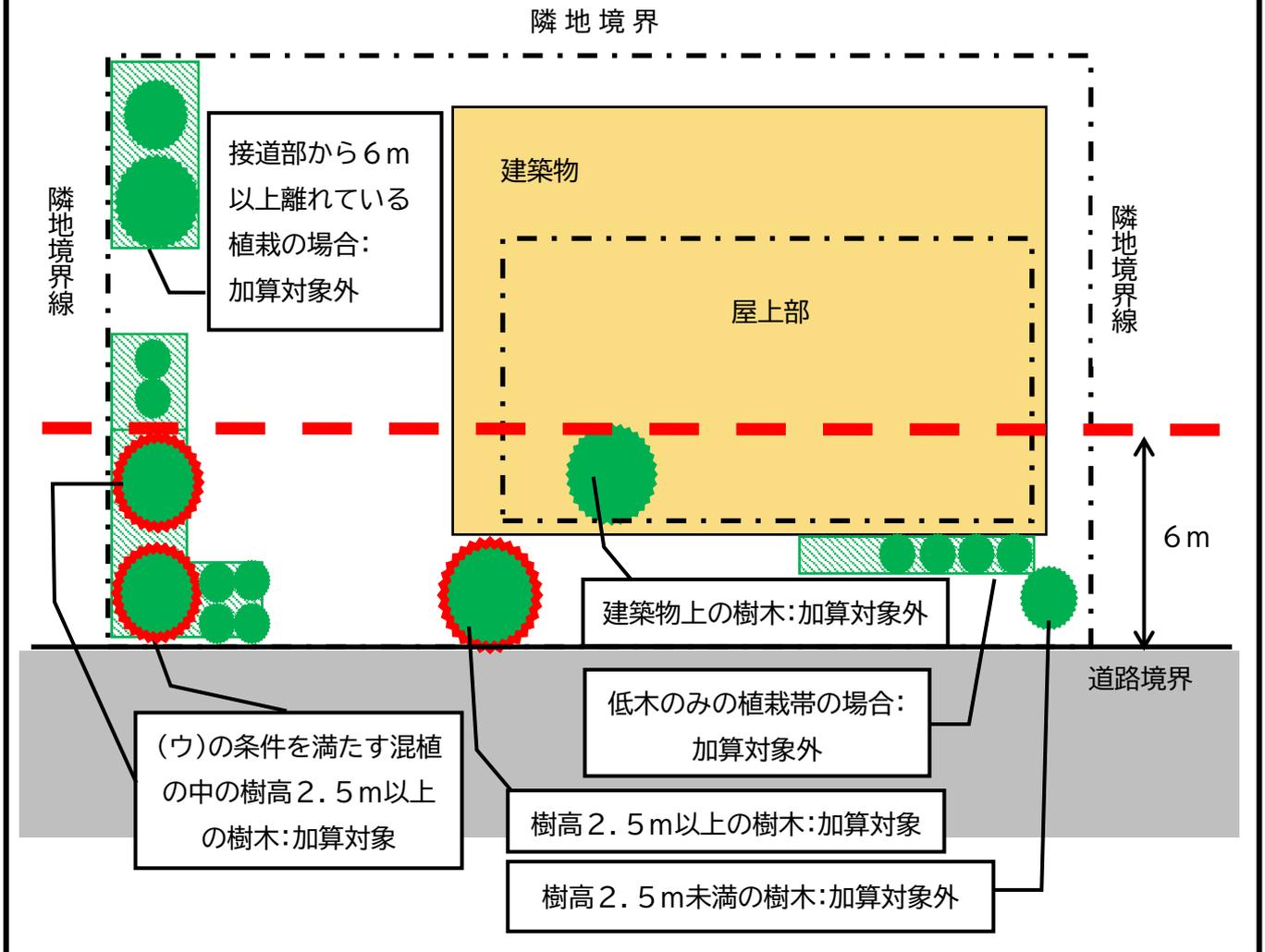
植栽基盤の面積 A=50 m²

$$A \leq 18 \times 1 + 10 \times 2 + 4 \times 3 + 1 \times 3 = 54 \text{ m}^2 \text{ が成立}$$

この場合は、植栽基盤全域を樹冠が覆っていないが、将来の生長を見込んで、緑化面積=植栽基盤の面積=50 m²

【接道部に樹木（高さが2.5m以上のものを含む。）を植栽する場合の事例】

道路との境界線から水平距離が6m以内の地上部の範囲内において、樹高2.5m以上の樹木を植栽する場合、緑化面積に当該面積の2分の1に相当する面積を加算することができます。



②地上部の塀等の工作物の直立部分や建築物上の壁面による緑化面積の算出

補助資材や植栽基盤の使用の有無により算出方法が異なります。

ア 補助資材を設置しないツル性植物による緑化

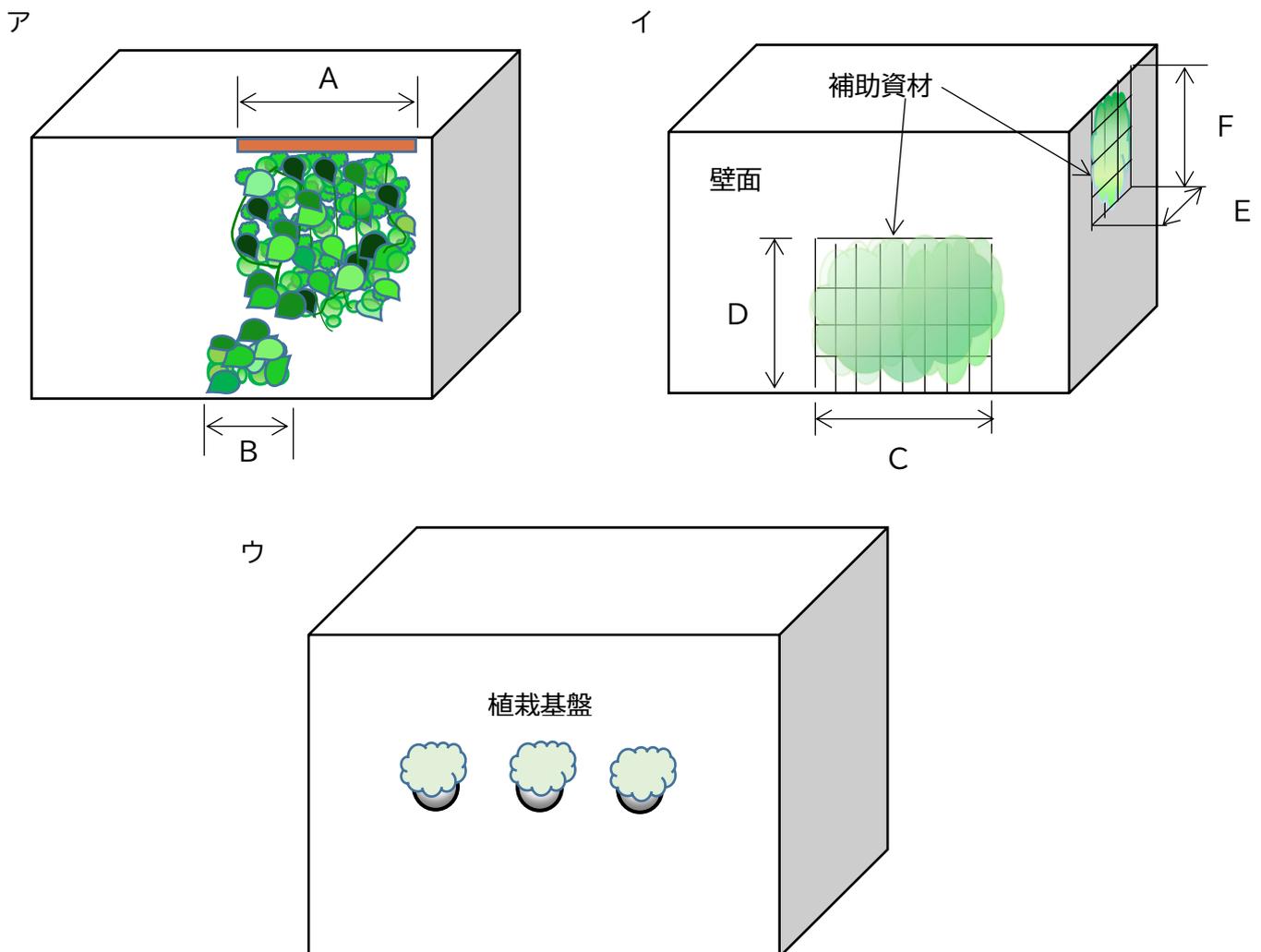
$$\begin{aligned} \text{緑化面積} &= \text{緑化しようとする外壁の直立部分の水平投影の長さの合計} \times 1 \text{ m} \\ &= A \times 1.0 \text{ m} + B \times 1.0 \text{ m} \end{aligned}$$

イ 補助資材を設置するツル性植物による緑化

$$\begin{aligned} \text{緑化面積} &= \text{緑化するために設置する壁面緑化補助資材の基盤垂直投影面積} \\ &= C \times D + E \times F \end{aligned}$$

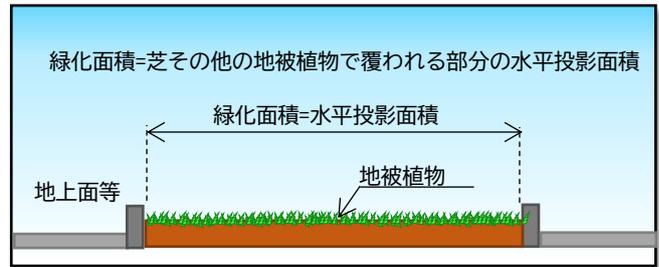
ウ 植栽基盤そのものを設置する緑化

$$\text{緑化面積} = \text{植栽基盤を設置する壁面の垂直投影面積}$$



③芝その他の地被植物による緑化面積の算出

芝その他の地被植物で表面が被われている部分を緑化面積とします。



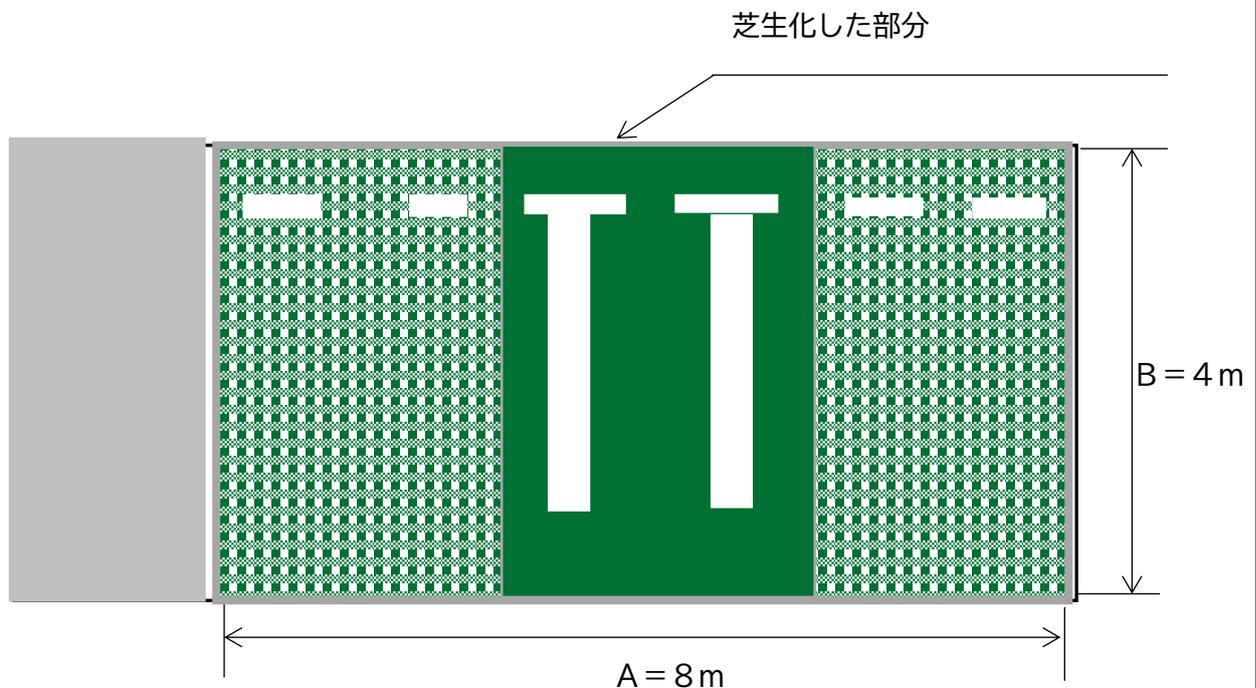
【駐車場の芝生化による緑化面積の算出】

下図のように駐車場を芝生化した場合は、芝生の設置面積を緑化面積とします。
(ブロック等の保護材の面積も緑化面積に含みます。)

緑化面積は、 $8\text{m} \times 4\text{m} = 32\text{m}^2$

なお、駐車区画に併設する乗り降りのための舗装は、駐車区画に含めません。
また、以下の場合は、緑化の実面積とします。

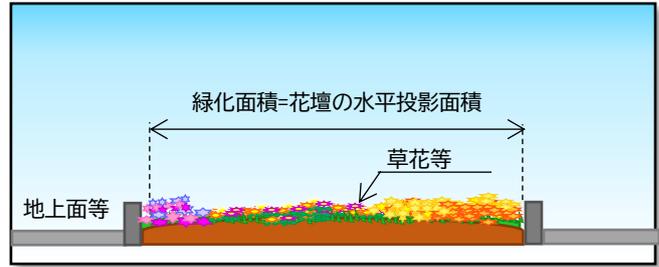
- ・保護材の面積の占める割合が区画の3分の2を上回る場合
- ・駐車区画の中心等に偏って配置される等、区画全体が緑化されているとは言えない場合。
- ・駐車区画の芝生の保護とは言えない舗装等がされている場合



※芝生の保護材として、東大阪ブランド推進機構による、東大阪ブランド製品として認定されているものもあります。
詳しくは、東大阪ブランド推進機構のウェブサイト (<https://www.higashiosakabrand.jp/products/100/>) をご覧ください。

④花壇その他これに類するものによる緑化面積の算出

草花その他これに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分を緑化面積とします。なお、花壇による緑化面積は、年間を通して6ヶ月以上植栽された状態であることが必要です。

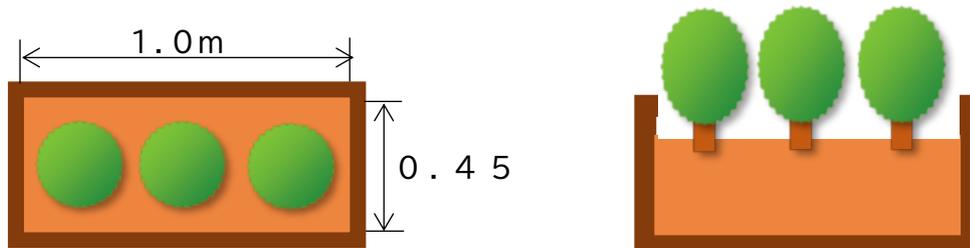


【可動式植栽基盤(プランター等)による緑化面積の算出】

地上や屋上で植栽基盤として、プランター等の可動式植栽基盤を用いる場合には、容量が概ね100リットル以上の場合に限り植栽基盤として扱います。

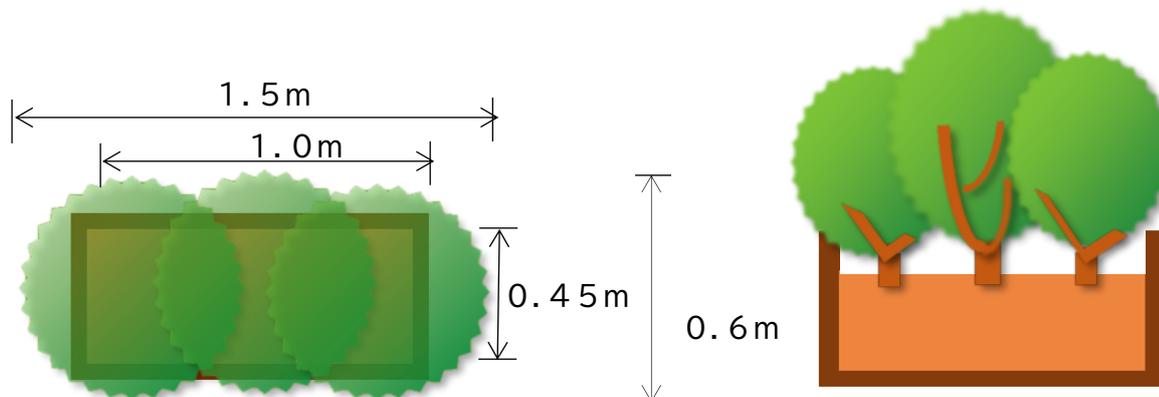
【事例1】容量が概ね100リットル以上のプランターに植栽等が植栽されている場合の緑化面積は、植栽基盤(プランターの内側)の面積とします。(地被類や草花等が植栽されている場合も同様です。)

⇒植栽基盤の大きさが長さ1.0m、幅0.45mなので、
緑化面積は、 $1.0 \times 0.45 = 0.45 \text{ m}^2$ になります。



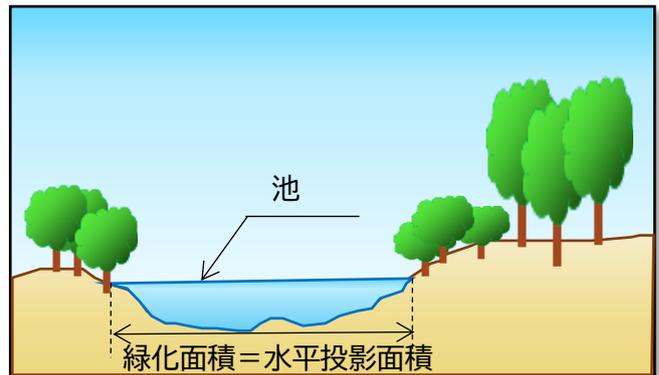
【事例2】容量が概ね100リットル以上のプランターに樹木等が植栽されており、樹冠が植栽基盤外に及んでいる場合は、基盤外の樹冠の水平投影部分を緑化面積に含めることができます。

⇒低木等が密植されている場合の樹冠投影面積は、計算を簡素化し、樹冠投影部分の(長さ×幅)で算出してください。緑化面積は、 $1.5 \times 0.6 = 0.9 \text{ m}^2$



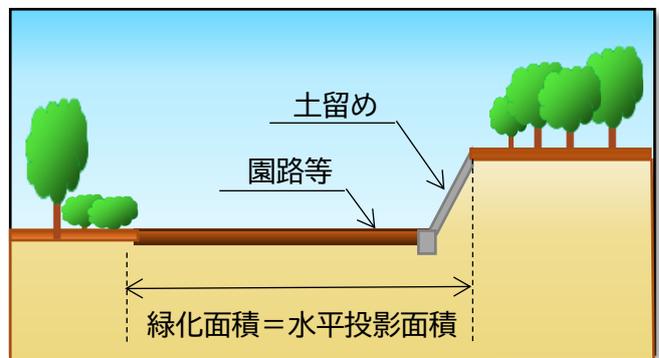
⑤ 水流、池その他これらに類するものによる緑化面積の算出

樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成している水流・池・その他これらに類する部分を緑化面積とします。



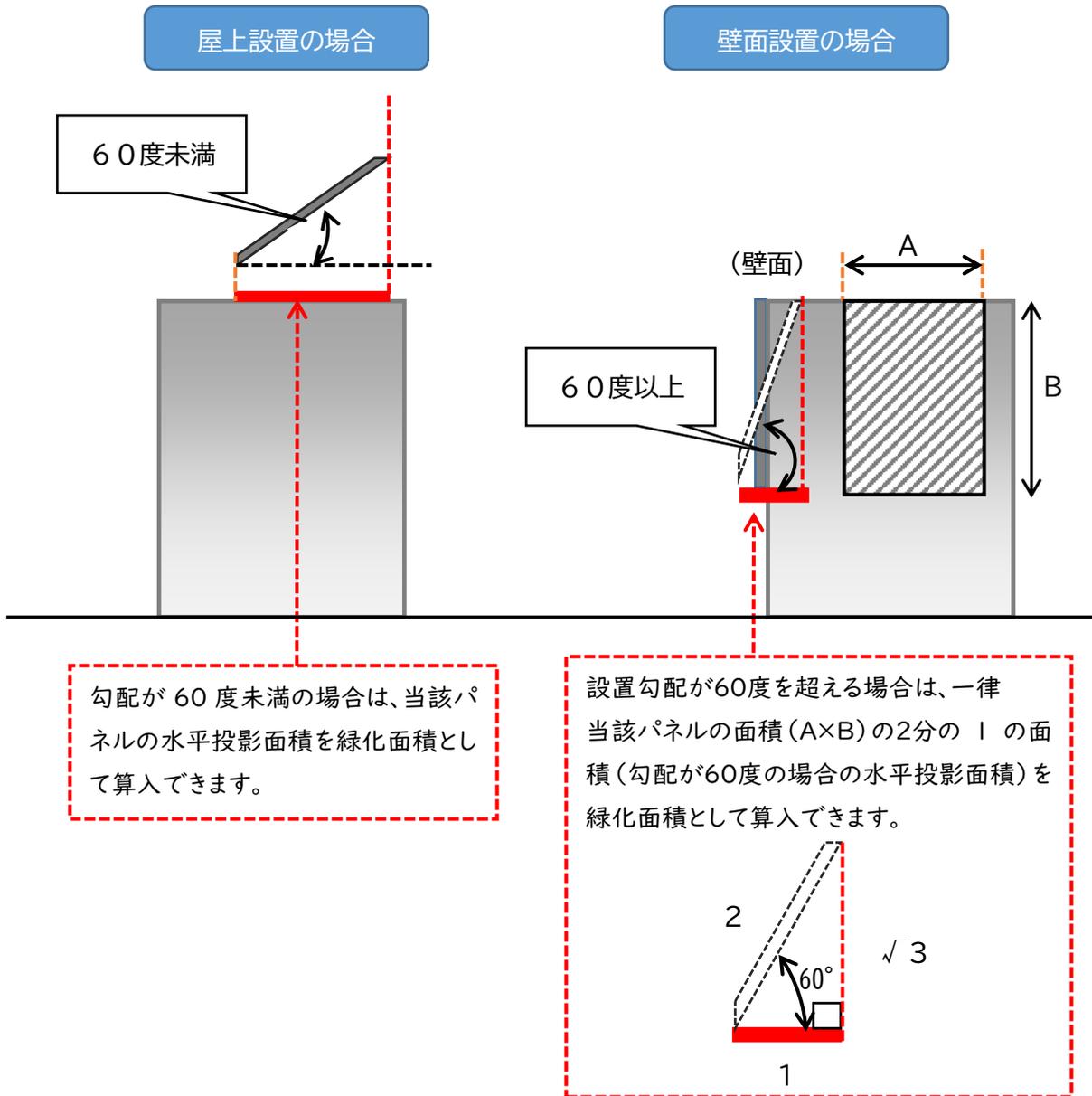
⑥ 園路、土留め等による緑化面積の算出

樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成している園路、土留め等の部分を緑化面積とします。ただし、「①樹木による緑化面積の算出」、「②地上部の塀等の工作物の直立部分や建築物上の壁面による緑化面積の算出」、「③芝その他の地被植物による緑化面積の算出」、「④花壇その他これに類するものによる緑化面積の算出」、「⑤水流、池その他これらに類するものによる緑化面積の算出」を合計した面積の 4 分の 1 を超えない範囲とします。



⑦建築物上に設置する太陽光発電装置の取扱い

地上部及び建築物上の緑化を行った場合において、なお特別の理由により必要とされる緑化面積を満たすことが困難である場合(※)は、建築物上に設置する太陽光発電装置のパネルに係る水平投影面積(太陽光発電装置のパネルの勾配が60度を越えるものにあつては、当該パネルの面積の2分の1の面積)を緑化面積に算入できます。



※「なお特別の理由により必要とされる緑化面積を満たすことが困難である場合」とは次のような事例が想定されます。

- ・地上部において、空地はあるが、車両出入口、駐車場等のスペースの確保のため、必要な緑化面積の確保が困難な場合
- ・建築物上において、建築物の構造上、緑化面積の確保が困難な場合(設計荷重上緑化が困難な場合、駐車場や車路のスペース確保等)

(3) 緑化面積の基準の計算例

例1) 建築物の用途:共同住宅

敷地面積 700 m²、建ぺい率 60%、建築面積 400 m²、床面積の合計 800 m²の場合

ア $(700 \text{ m}^2 - 400 \text{ m}^2) \times 0.125 = 37.5 \text{ m}^2$

イ $[700 \text{ m}^2 - (700 \text{ m}^2 \times 60\% \times 0.8)] \times 0.125 = 45.5 \text{ m}^2$

ウ $800 \text{ m}^2 \times 0.5 = 400 \text{ m}^2$

ウ>イ>ア であることから、ア式で算出した 37.5 m²を採用

また、樹木による緑化面積は、 $37.5 \text{ m}^2 \times 1/2 = 18.8 \text{ m}^2$ ※となります。

→この場合は、37.5 m²以上の緑化面積を確保したうえで、そのうち、18.8 m²以上を樹木によって緑化してください。

例2) 建築物の用途:共同住宅

敷地面積 700 m²、建ぺい率 80%、建築面積 400 m²、床面積の合計 800 m²の場合

ア $(700 \text{ m}^2 - 400 \text{ m}^2) \times 0.125 = 37.5 \text{ m}^2$

イ $[700 \text{ m}^2 - (700 \text{ m}^2 \times 80\% \times 0.8)] \times 0.125 = 31.5 \text{ m}^2$

ウ $800 \text{ m}^2 \times 0.5 = 400 \text{ m}^2$

ウ>ア>イ であることから、イ式で算出した 31.5 m²を採用

また、樹木による緑化面積は、 $31.5 \text{ m}^2 \times 1/2 = 15.75 \text{ m}^2 \Rightarrow 15.8 \text{ m}^2$ ※となります。

→この場合は、31.5 m²以上の緑化面積を確保したうえで、そのうち、15.8 m²以上を樹木によって緑化してください。

例3) 建築物の用途:店舗

敷地面積 700 m²、建ぺい率 60%、建築面積 400 m²、床面積の合計 800 m²の場合

ア $(700 \text{ m}^2 - 400 \text{ m}^2) \times 0.075 = 22.5 \text{ m}^2$

イ $[700 \text{ m}^2 - (700 \text{ m}^2 \times 60\% \times 0.8)] \times 0.075 = 27.3 \text{ m}^2$

ウ $800 \text{ m}^2 \times 0.3 = 240 \text{ m}^2$

ウ>イ>ア であることから、ア式で算出した 22.5 m²を採用

また、樹木による緑化面積は、 $22.5 \text{ m}^2 \times 1/2 = 11.25 \text{ m}^2 \Rightarrow 11.3 \text{ m}^2$ ※となります。

→この場合は、22.5 m²以上の緑化面積を確保したうえで、そのうち、11.3 m²以上を樹木によって緑化してください。

例4) 建築物の用途:店舗

敷地面積 700 m²、建ぺい率 80%、建築面積 400 m²、床面積の合計 800 m²の場合

ア $(700 \text{ m}^2 - 400 \text{ m}^2) \times 0.075 = 22.5 \text{ m}^2$

イ $[700 \text{ m}^2 - (700 \text{ m}^2 \times 80\% \times 0.8)] \times 0.075 = 18.9 \text{ m}^2$

ウ $800 \text{ m}^2 \times 0.3 = 240 \text{ m}^2$

ウ>ア>イ であることから、イ式で算出した 18.9 m²を採用

また、樹木による緑化面積は、 $18.9 \text{ m}^2 \times 1/2 = 9.45 \text{ m}^2 \Rightarrow 9.5 \text{ m}^2$ ※となります。

→この場合は、18.9 m²以上の緑化面積を確保したうえで、そのうち、9.5 m²以上を樹木によって緑化してください。

※面積は、小数第1位にとどめ、小数第2位以下を四捨五入とする。

4. 樹木等の植栽と維持管理について

(1) 植栽計画について

次のことに留意してください。

- ① 将来的な成長時の姿を想定し、維持管理が可能な植栽を計画してください。
植物のよりよい生長を促すため、有効土層厚および優良土壌の確保に努めてください。
- ② 樹木等の特性を考慮して植栽を計画してください。
(P36【1. 植栽によく使われる樹木、地被植物、芝】参照)
形状…成長時の大きさ・樹形等
性質…常緑・落葉、花や実がきれい、成長が早い・遅い、乾燥に強い・弱い等
日照条件…日向を好むもの・日向に弱いもの・日陰を好むもの・日陰に弱いもの
維持管理…手間がかかる・かからない(剪定・刈込・病虫害防除・除草等)
※特に植栽場所の日照条件(陽～中～陰)に配慮して樹木等を植栽することが大切です。
- ③ 低木を植栽する場合は、文献等で確認の上、植栽の目的や用途(求める機能、目標樹形等)を考慮し、下の参考例で示す様に、苗木の規格、樹種にあわせ、将来的に計画する面積が樹冠で覆われるような植栽密度で植栽してください。

(参考例)

樹種	植栽時の規格	目的、用途	1㎡あたりの標準的な植栽本数
ヒラドツツジ、アベリア、アジサイ、ユキヤナギ、レンギョウ、アオキ 等	樹高 0.5m、枝張 0.5m	面的な植栽及び列植等	4～5 本
ジンチョウゲ、クチナシ、シャリンバイ 等	樹高 0.4m、枝張 0.3m	面的な植栽及び列植等	7～9 本
ドウダンツツジ、サツキツツジ 等	樹高 0.4m、枝張 0.2m	花壇や植栽地の縁取り 根メ等	14～16 本
オタフクナンテン 等	樹高 0.2m、15cm ポット	花壇や植栽地の縁取り 根メ等	14～16 本

※参考例に記載のない樹種を植栽する場合は、苗木の規格、樹種にあわせ、将来的に計画する面積が樹冠で覆われるような適正な本数、配置に配慮して下さい。

- ④ 質の良い緑化に努めてください。
(芝だけでなく樹木を植栽することによって「見た目の緑」は格段に良くなり、潤いのある空間となって建築物の付加価値が上がります)
- ⑤ 屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化にはいろいろな工法があるため、実績・維持管理方法等を検討して適した工法を選択してください。
- ⑥ 屋上緑化では、荷重条件、漏水対策、かん水方法、強風対策に配慮してください。
- ⑦ 壁面緑化では、登はん補助資材(金網、ネット、マット、パネル等)の選定とそれに適したツル植物(金網に巻き付くもの、壁面に付着するもの、下垂するもの等)の選定が重要です。

(2) 植栽の方法と維持管理について

次のことに留意してください。

- ① 植栽スペースを十分に確保してください。植栽スペースの幅員は、低木は50cm以上、高木は1m以上とると良いです。
- ② 山土・バーク堆肥・緩効性化成肥料・鶏糞・パーライト等を混入し、土壌改良をしっかりと行ってください。現状土が劣悪な場合は土を入れ替えると良いです。
- ③ 植栽後の養生のためマルチングとしてバーク堆肥を敷くと良いです。(厚さ2~3cm)
- ④ 芝・地被植物等の植栽帯に人や車が入り込む可能性がある場合は柵を設置したり飛び石を置いたりして踏圧による枯損を防ぐと良いです。
- ⑤ 植栽してから活着するまでの1~2年は、特に、枯れないように維持管理に気をつけてください。

5. 緑化計画書の作成要領

(1) 緑化計画書の作成

緑化計画書(様式第1号)には、以下の図書類を添付し、正本1部、副本1部(写し可)を提出してください。

緑化計画書の作成要領	
図書名	作成・記載方法
①緑化計画書 (様式第1)	記入例(P25から)を参照してください。
②位置図	<p>ア. 縮尺 規模に応じてわかりやすい縮尺にしてください。</p> <p>イ. 表示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の範囲(敷地の範囲は彩色する等して、分かりやすく表示してください) ・所在地(地名、地番又は住居表示で記入してください) ・位置を特定できる道路、建築物等を記入してください。
③緑化計画平面図 (地上部及び建築物上)	<p>必要に応じて地上部と建築物上の図面を分ける等して、計画内容がわかりやすいように工夫してください。</p> <p>ア. 縮尺 図面の縮尺は1/200~1/300を標準としてください。</p> <p>イ. 敷地 敷地の境界は、太線や一点鎖線等で分かりやすく表示してください。屋上部についても同様です。</p> <p>ウ. 建築物 建築物の範囲を分かりやすく表示してください。その他、工作物(擁壁・フェンス・塀等)がある場合も分かりやすく表示してください。</p> <p>エ. 新たに設ける緑化施設等 新たに設ける樹木や地被植物、その他の緑化施設や太陽光発電装置は彩色する等分かりやすく表示してください。樹種名等は「樹木等一覧表」と対比できるように表示してください。なお、緑化面積に算入するために太陽光発電装置を設置する場合は、構造・設置場所・算入面積がわかる資料を添付してください。</p> <p>オ. 既存の緑化施設等 新たに設ける緑化施設等と区別がつくように彩色する等して、分かりやすく表示してください。</p>
④緑化計画断面図 (地上部及び建築物上)	<p>主要な部分の断面構造がわかるよう、必要に応じて複数作成してください。また断面の位置を平面図上に表示してください。</p> <p>ア. 縮尺・図面サイズ 図面縮尺は1/50~1/100を標準にしてください。</p> <p>イ. 当該断面部の構造(建築物上の場合には防水層等の構造も含む)を分かりやすく表示し、植ます、灌水施設、フェンス等の工作物を設置する場合は、その構造及び規格も表示してください。</p> <p>ウ. 花壇等でプランターを使用する場合はその構造及び規格を分かりやすく表示してください。</p>

<p>⑤求積図</p>	<p>ア. 縮尺 緑化計画平面図（一部については建築物立面図）と同じ縮尺、図面サイズを使用してください。</p> <p>イ. 求積項目 敷地面積、建築面積、緑化面積を分かりやすく表示してください。</p> <p>ウ. 緑化面積 緑化計画書の緑化面積内訳に準じて細分表示するとともに、樹木等一覧表と対比できるようにしてください。</p> <p>エ. 求積表 計算図の中に掲載するか、別紙として添付してください。</p> <p>オ. 面積の算出方法 三斜求積か座標求積を用いてください。</p>
<p>⑥建築物立面図 ※建築物上に壁面緑化を実施する場合添付してください</p>	<p>ア. 縮尺 縮尺は建築物の形状が分かるとともに、緑化施設の明示に適切な縮尺を使用してください。</p> <p>イ. 壁面緑化の内容 計画区域を彩色する等して分かりやすく表示してください。</p>
<p>⑦樹木等一覧 (別紙) ※接道緑化延長による緑化計画時でも作成してください</p>	<p>ア. 樹木については算出方法別に地上部、屋上部、ベランダ等別に樹種名、規格、本数、緑化面積を記入してください。</p> <p>イ. 地被植物（芝を含む）については地上部、屋上部、ベランダ等、壁面部別に規格（株数、壁面でツル植物による緑化で補助資材を用いる場合は補助資材の高さ）、植物名、緑化面積を記入してください。</p> <p>ウ. 花壇等については地上部、屋上部、ベランダ等別に規格（株数）、植物名、緑化面積を記入してください。</p> <p>エ. 水流・池等については地上部、屋上部、ベランダ等別に形状、緑化面積を記入してください。</p> <p>オ. 植栽基盤が複数ある場合は、植栽基盤ごとの樹種、本数等がわかるよう様式（表）を加工し、小計及び合計を記入してください。</p>
<p>⑧委任状</p>	<p>届出者と緑化計画（変更）書作成者が異なる場合は作成して、添付してください。</p>

(2) 緑化計画書の確認

緑化計画書の計画内容を審査、確認した後、受理印を押して「緑化計画書（副本）」を交付します。

(3) 緑化計画変更書の作成

緑化計画書(一式)を提出した後、緑化計画を変更する必要がある場合には、あらかじめ、みどり景観課の担当者に連絡のうえ、変更内容の相談を行い、変更手続きを行ってください。ただし、以下の内容を変更しようとする場合は除きます。

変更の手続きが必要ない場合	
①	緑化施設の配置又は規模の変更による接道部緑化延長又は緑化面積の減少の割合が20%を超えない場合
②	樹種又は樹木の本数の変更による接道部緑化延長又は緑化面積の減少の割合が20%を超えない場合
③	接道部緑化延長又は緑化面積を増加する場合
④	緑化の着手予定年月日又は完了予定年月日を変更する場合(着手予定年月日又は完了予定年月日から1年以内の場合に限る)
⑤	緑化施設の管理に関する計画を変更する場合
⑥	接道部緑化延長又は緑化面積の増加又は減少を伴わない建築面積の変更の場合
⑦	建築物の名称又は建築物の種類の変更(緑化率に変更が生じない場合)
⑧	届出をした者が法人である場合において、代表者を変更する場合

緑化計画変更書(様式第1号)には、修正内容に応じて以下の図書類を添付し、正本1部、副本1部(写し可)を提出してください。

緑化計画変更書の作成要領	
図書名	作成・記載方法
①緑化計画変更書 (様式第1)	変更箇所を朱書き記入してください。
②変更理由書	緑化計画に変更が生じた理由を記入してください。
③その他関係図書	ア. 緑化計画書添付図表(位置図、緑化計画平面図、緑化計画断面図、求積図、建築物立面図、樹木等一覧表)については、変更内容に関係するものを添付してください。 イ. 変更箇所の修正方法は、変更後の内容を朱書き記入してください。構造内容等の変更により、朱書き記入では対応が困難な図面の場合には、変更図として新たに作成してください。なお、変更図の作成にあたっては、緑化計画書作成要領の各図面の作成・記載方法に準じてください。

(4) 緑化計画変更書の確認

緑化計画書の計画内容を審査、確認した後、受理印を押して「緑化計画変更書(副本)」を交付します。

(5) 緑化完了書の作成

緑化完了書には、以下の図書類を添付し、正本1部、副本1部(写し可)を提出してください。

緑化完了書の作成要領	
図書名	作成・記載方法
①緑化完了書 (様式第2)	最終的な緑化の内容について、緑化計画書に準じて作成してください。 ※緑化完了日は植栽等の緑化工事が完了した日を記入してください。
②緑化完了平面図	ア. 緑化計画平面図に準じて(緑化計画書の作成要領・緑化計画平面図欄を参照してください)作成してください。 イ. 完了写真の撮影方向、写真番号を表示してください。
③完了写真 (カラー)	ア. 写真は正本のみに添付してください。(副本には写真添付は不要です) イ. 写真はA4サイズの台紙等に添付してください。 ウ. 写真は緑化施設ごと(※該当ある場合は太陽光発電装置も含む)に四方向から撮影してください。なお、その場合、緑化施設の延長や植栽樹木の規格等が判別できるようにメジャー等をあてて撮影してください。
④樹木等一覧 (別紙)	完了時点での植栽内容を記入してください。
⑤その他関係図書	ア. 太陽光発電装置を緑化面積に算入している場合は、装置メーカーからの出荷証明書や保証書の写し等、装置の設置を確認できる書類を添付してください。 イ. 軽微な変更がある場合は、変更内容に応じた図表(緑化計画断面図、求積図、建築物立面図)を添付してください。 ウ. 変更箇所の修正方法は、変更後の内容を朱書き記入してください。構造内容等の変更により、朱書き記入では対応が困難な図面の場合には、変更図として新たに作成してください。なお、変更図の作成にあたっては、緑化計画書の作成要領の・各図面の作成・記載方法に準じてください。

(6) 緑化完了書の確認

緑化完了書の内容を審査、確認した後、受理印を押して「緑化完了書(副本)」を交付します。

(7) 緑化計画書等の記入例 (接道部緑化延長による場合)

様式第1 (第4条関係)

緑化計画 ~~(変更)~~ 書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

届出者：住所 東大阪市〇〇町1丁目1-1

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

フリクションペン等消せるペン
使用の場合は受理いたしません

東大阪すみどりの保全及び緑化の推進に関する条例第10条1項の規定により、次のとおり緑化計画(変更)書を作成したので、届出をします。

建築物の名称	東大阪〇〇ハイツ		
建築物の種類	共同住宅	建築物行為種別	新築
建築行為場所	東大阪市〇〇町3丁目33-3, 33-4		
緑化着手予定年月日	令和5年7月1日	緑化完了予定年月日	令和5年12月5日
必要な緑化延長および緑化面積の算定基礎			
接道部の延長	40m		
建築行為場所における建蔽率 60%	敷地面積	700m ²	控除面積 m ²
	対象敷地面積(敷地面積—控除面積)	m ²	建築面積 400m ²
実施する緑化計画	<input checked="" type="checkbox"/> 接道部緑化延長による緑化 <input type="checkbox"/> 緑化面積による緑化		

※「接道部緑化延長による緑化」を選択した場合は次の「1」に、「緑化面積による緑化」を選択した場合は裏面の「2」に、必要事項を記入すること。

1. 接道部緑化延長による緑化

接道部緑化延長による緑化		
	計算式	緑化延長計
実際の枝張りの長さ		m
みなし枝張りの長さ	4.2m × (2) 本 = (8.4) m 3.2m × (2) 本 = (6.4) m 2.2m × (2) 本 = (4.4) m 0.5m × (1) 本 = (0.5) m	19.7m
植栽基盤の長さ		m
高木加算による長さ	樹高2.5m以上の樹木は、樹高の2分の1の長さを算出	7.0m
樹木が重なる長さ		m
計		① 26.7m
確認	必要な接道部緑化延長 A 20m 適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	◎接道部緑化延長の基準は A ≤ ① の関係を満たす必要があります
緑化施設管理計画	緑化施設管理者	〇〇ビルメンテナンスサービス(株)
	緑化施設管理内容	かん 灌水施設 地上部 (<input checked="" type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動) <input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input checked="" type="checkbox"/> 専門業者に全て委託 <input type="checkbox"/> 専門業者に部分委託 ※部分委託の場合は、委託する内容を明記すること。

2. 緑化面積による緑化

緑化面積による緑化									
緑化面積		樹木	地被植物 (芝生を含む)	花壇等	水流・池等	附属施設等	面積計		
	地上部	①	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	地上		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	接道部算入面積	接道部緑化延長による緑化 計画届出のため今回は不要 不要箇所は斜線を引く						m ²	
	壁面							m ²	
	建築物上							m ²	m ²
	屋上部							m ²	m ²
	ペランダ等		m ²	m ²					
	壁面部			m ²					
	太陽光発電装置							m ²	
計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	② m ²		
緑化面積の 振替	地上部の緑化が困難な理由			振替面積		地上部	③ m ²		
						建築物上	m ²		
確認	緑化必要面積 B m ²			樹木の必要緑化面積【(B+③) × 1/2】 C m ²					
	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>			適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>					
◎緑化基準は、B ≤ ②、C ≤ ①の関係を満たす必要があります。									
緑化施設 管理計画	緑化施設管理者								
	緑化施設 管理内容	かん 灌水施設		地上部 (<input type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動)			屋上部 (<input type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動)		
		<input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に全て委託 <input type="checkbox"/> 専門業者に部分委託							
※部分委託の場合は、委託する内容を明記すること。									

注1 変更書については、変更箇所を朱書きすること。

2 面積は、小数点以下第1位にとどめ、小数点以下第2位以下を四捨五入すること。

添付図書 (変更書にあつては、変更内容に関する図書のみ)

1 位置図 (行為場所又は建築物等の位置及び方位を示すもの)、緑化計画平面図、緑化計画断面図、求積図 (又は面積の根拠となる資料)、建築物立面図及び樹木等一覧表 (別紙)

2 届出者と緑化計画 (変更) 書作成者が異なる場合は、委任状

植栽樹木等一覧表

記入例②

接道部緑化延長による植栽樹木

	(i)の算出方法 による長さ (m)	(ii)の算出方法 による長さ (m)	(iii)の算出方法 による長さ (m)	(iv)の算出方法 による長さ (m)	計(m)
接道部	A -	B 19.7	C -	D 7.4	27.1

※植栽基盤が複数の場合は、表を加工し、植栽基盤ごとの小計欄と合計欄を設けてください。

※樹木が重なり重複する長さは、緑化延長に含めず各備考欄に「-0m」と記載下さい。

(i) 実際の枝張りの延長の合計で算出する樹木

	規 格	樹 種 名	単木 緑化延長 (m)	本数	緑化延長 (m)	備 考
接道部	H= W=	該当なし				
	H= W=					
	計					

(ii) 樹高に応じた、みなし枝張りの延長の合計で算出する樹木

	樹 高	規 格	樹 種 名	単木緑化 延長 (m)	本数	緑化延長 (m)	備 考
接道部	1m未満	H=0.5m	ツツジ	0.5	1	0.5	
	1m以上 2.5m未満	H=1.0m	ジンチョウゲ	2.2	2	4.4	
	2.5m以上 4m未満	H=3.0m	キンモクセイ	3.2	2	6.4	
4m以上	H=4.0m	シラカシ	4.2	2	8.4		
		計				B 19.7	

(iii) 植栽基盤部分の延長の合計で算出する樹木

	規 格	樹 種 名	本数	緑化延長 (m)	植栽基盤の 延長(m)	備 考
接道部	H= W=	該当なし			② m	
	H= W=					
	H= W=					
	H= W=					
	計			①		

(iii) の算出手法は、植栽基盤ごとに① \geq ②の条件を満たしている場合において、緑化延長に植栽基盤面積等の値を記入すること。複数の植栽基盤がある場合は、植栽基盤ごとの小計欄と合計欄を設けること。

(iv) 上記(i) (ii) (iii)のうち、樹高2.5m以上の樹木に対する加算対象樹木

	規 格	樹 種 名	本数	樹高合計 (m)	算入緑化 延長(m)	備 考	
接道部	H=3.0m W=	キンモクセイ	2	6.0	/		
	H=4.0m W=	シラカシ	2	8.0			
	H= W=						
	H= W=						
	計			d 14.0	(D) = d/2 7.0		

(8) 緑化計画書等の記入例（緑化面積による場合）

様式第1（第4条関係）

緑化計画（変更）書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

フリクションペン等消せるペン
使用の場合は受理いたしません

届出者：住所 東大阪市〇〇町1丁目1-1

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

東大阪市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例第10条1項の規定により、次のとおり緑化計画(変更)書を作成したので、届出をします。

建築物の名称	東大阪〇〇ハイツ			
建築物の種類	共同住宅	建築物行為種別	新築	
建築行為場所	東大阪市〇〇町3丁目33-3, 33-4			
緑化着手予定年月日	令和5年 7月 1日	緑化完了予定年月日	令和5年12月 5日	
必要な緑化延長および緑化面積の算定基礎				
接道部の延長	50m			
建築行為場所における 建蔽率 60%	敷地面積	900㎡	控除面積	0㎡
	対象敷地面積(敷地面積—控除面積)	900㎡	建築面積	200㎡
実施する緑化計画	<input type="checkbox"/> 接道部緑化延長による緑化 <input checked="" type="checkbox"/> 緑化面積による緑化			

※「接道部緑化延長による緑化」を選択した場合は次の「1」に、「緑化面積による緑化」を選択した場合は裏面の「2」に、必要事項を記入すること。

1. 接道部緑化延長による緑化

接道部緑化延長による緑化			
	計算式		緑化延長計
実際の枝張りの長さ			m
みなし枝張りの長さ	4.2m × () 本 = () m		m
植栽基盤の長さ			m
高木加算による長さ			m
計			① m
確認	必要な接道	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> 緑化面積による緑化計画届出のため今回は不要 不要な箇所は斜線を引く </div>	A ≤ ①の関係を満たす必要があります
	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
緑化施設管理計画	緑化施設管理者		
	緑化施設管理内容	<input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に全て委託 <input type="checkbox"/> 専門業者に部分委託 ※部分委託の場合は、委託する内容を明記すること。	

2, 緑化面積による緑化

緑化面積による緑化								
緑 化 面 積		樹木	地被植物 (芝生を含む)	花壇等	水流・池等	附属施設等	面積計	
	地上部	① 30.0 m ²	22.5 m ²	m ²	m ²	m ²	52.5 m ²	
	地上	20.0 m ²	22.5 m ²	m ²	m ²	m ²	42.5 m ²	
	接道部算入面積	10.0 m ²					10.0 m ²	
	壁面		m ²				m ²	
	建築物上	m ²	10.0 m ²	m ²	m ²	m ²	10.0 m ²	
	屋上部	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	ベランダ等	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	壁面部		10.0 m ²				10.0 m ²	
	太陽光発電装置						m ²	
	計	30.0 m ²	32.5 m ²	m ²	m ²	m ²	② 62.5 m ²	
	緑化面積の 振替	地上部の緑化が困難な理由 ○○により困難なため			振替面積		地上部	③ -10.0 m ²
							建築物上	10.0 m ²
	確 認	緑化必要面積 B 58.5 m ²			樹木の必要緑化面積【(B+③) × 1/2】 C (58.5-10.0) × 1/2			24.3 m ²
	適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>			適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>				
◎緑化基準は、B ≤ ②、C ≤ ①の関係を満たす必要があります。								
緑化施設 管理計画	緑化施設管理者	○○ビルメンテナンスサービス(株)						
	緑化施設 管理内容	かん 灌水施設	地上部 (<input checked="" type="checkbox"/> 自動 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 手動) 屋上部 (<input checked="" type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動)					
		□ 管理者が自主管理 □ 専門業者に全て委託 <input checked="" type="checkbox"/> 専門業者に部分委託						
※部分委託の場合は、委託する内容を明記すること。 屋上緑化の管理								

注1 変更書については、変更箇所を朱書きすること。

2 面積は、小数点以下第1位にとどめ、小数点以下第2位以下を四捨五入すること。

添付図書 (変更書にあつては、変更内容に関する図書のみ)

1 位置図(行為場所又は建築物等の位置及び方位を示すもの)、緑化計画平面図、緑化計画断面図、求積図(又は面積の根拠となる資料)、建築物立面図及び樹木等一覧表(別紙)

2 届出者と緑化計画(変更)書作成者が異なる場合は、委任状

緑化面積による植栽樹木

植栽樹木一覧表の1ページ目は省略しています。

記入例④

I 樹木

	(ア)の算出方法による面積 (㎡)	(イ)の算出方法による面積 (㎡)	(ウ)の算出方法による面積 (㎡)	計 (㎡)
地上部	A	E	I 20.0	20.0
接道部算入面積	B	F	J 10.0	10.0
屋上部	C	G	K	
ベランダ等	D	H	L	

※植栽基盤が複数の場合は、表を加工し、植栽基盤ごとの小計欄と合計欄を設けてください。

※樹木が重なり重複する面積は、緑化面積に含めず各備考欄に「-〇㎡」と記載下さい

※接道部算入面積の項には、道路との境界線から水平距離が6m以内の範囲に樹木（高さが2.5m以上のものを含む。）を植栽した場合に記入すること。

(ア) 樹冠の水平投影面積の合計で算出する樹木

	規格	樹種名	単木面積 (㎡)	本数	緑化面積 (㎡)	算入面積 (㎡)	備考
地上部	H= C= W=						
	H= C= W=						
	計				A		
うち接道部	H= C= W=						
	H= C= W=						
	計				b	(B)=b/2	
屋上部	H= C= W=						
	H= C= W=						
	計				C		
ベランダ等	H= C= W=						
	H= C= W=						
	計				D		

※うち接道部の項には、道路との境界線から水平距離が6m以内の範囲に樹木（高さが2.5m以上のものを含む。）を植栽した場合に記入すること。

(イ) 樹高に応じて算出した円の水平投影面積の合計で算出する樹木

	樹高	樹種名	単木面積 (㎡)	本数	緑化面積 (㎡)	算入面積 (㎡)	備考
地上部	1m以上 2.5m未満		3.8				
	2.5m以上 4m未満		8.0				
	4m以上		13.8				
	計				E		
うち接道部	2.5m以上 4m未満		8.0				
	4m以上		13.8				
	計				F	(F)=f/2	
屋上部	1m以上 2.5m未満		3.8				

	2.5m以上 4m未満		8.0			
	4m以上		13.8			
	計				G	
ベランダ等	1m以上 2.5m未満		3.8			
	2.5m以上 4m未満		8.0			
	4m以上		13.8			
	計				H	

※うち接道部の項には、道路との境界線から水平距離が6m以内の範囲に樹木（高さが2.5m以上のものを含む。）を植栽した場合に記入すること。

(ウ) 植栽基盤部分の水平投影面積の合計で算出する樹木

	樹高	樹種名	係数	本数	算出面積 (㎡)	植栽基盤面積	緑化面積 (㎡)	算入面積 (㎡)	備考
地上部	1m未満	ヒラドツツジ	1	2	2	② 20.0 ㎡	I 20.0		
	1m以上 2.5m未	キンモクセイ	4	2	8				
	2.5m以上 4m未	シマネトリコ	10	2	20				
	4m以上			18					
	計				① 30.0				
うち接道部							J 20.0	(J)=j/2 10.0	
屋上部	1m未満		1			④ m K			
	1m以上 2.5m未		4						
	2.5m以上 4m未		10						
	4m以上		18						
	計				③				
ベランダ等	1m未満		1			⑥ m L			
	1m以上 2.5m未		4						
	2.5m以上 4m未		10						
	4m以上		18						
	計				⑤				

※うち接道部の項には、道路との境界線から水平距離が6m以内の範囲に樹木（高さが2.5m以上のものを含む。）を植栽した場合に記入すること。この場合において、緑化面積の欄には、地上部の緑化面積のうち道路との境界線から水平距離が6m以内の範囲の面積を記載すること。

※(ウ)の算出手法は、植栽基盤ごとに①≥②、③≥④、⑤≥⑥の条件を満たしている場合において、緑化面積に植栽基盤面積等の値を記入すること。複数の植栽基盤がある場合は、植栽基盤ごとの小計欄と合計欄を設けること。

II 地被植物（芝生を含む。）

	規 格	植物名	緑化面積 (㎡)	備 考
地上部	芝生	ノシバ	22.5	
壁面	壁面 (L=5m, H=2m)	ツタ	10.0	補助ネット@300
屋上部				
ベランダ等				

III 花 壇 等

	規 格	植物名	緑化面積 (㎡)	備 考
地上部		該当なし		
屋上部				
ベランダ等				

IV 水流・池等

	形 状	緑化面積 (㎡)	備 考
地上部	該当なし		
屋上部			
ベランダ等			

※形状欄には「池状空間」「川状空間」等模した空間状況を記入してください。

V 附属施設等

	名 称	基数	施設面積 (㎡)	備 考
地上部	該当なし			
屋上部				
ベランダ等				

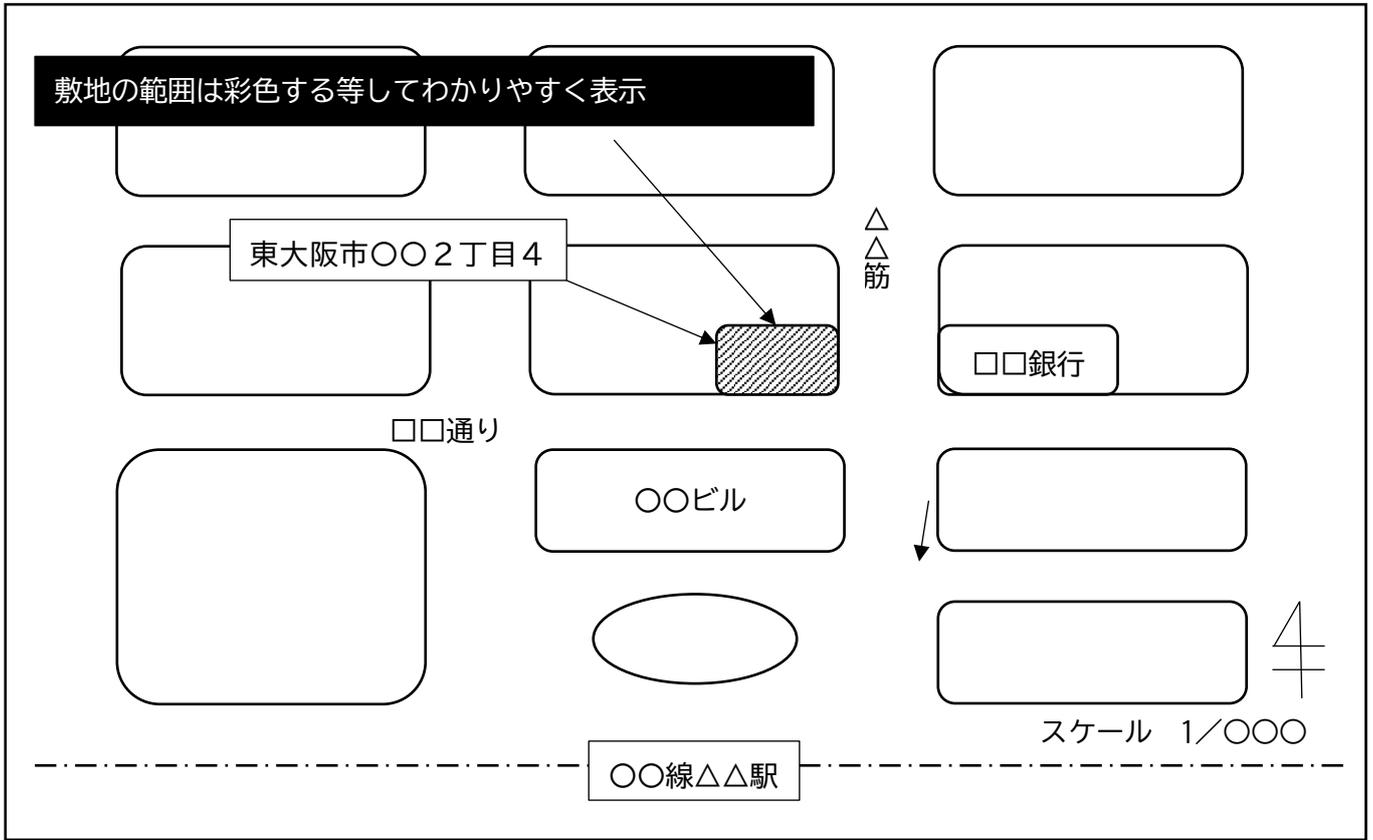
※名称欄には土留、園路等具体的な附属施設名を記入してください。

VI 太陽光発電装置

設置角度	緑化算入面積 (㎡)	備 考
勾配 60 度未満	該当なし	
勾配 60 度以上		
計		

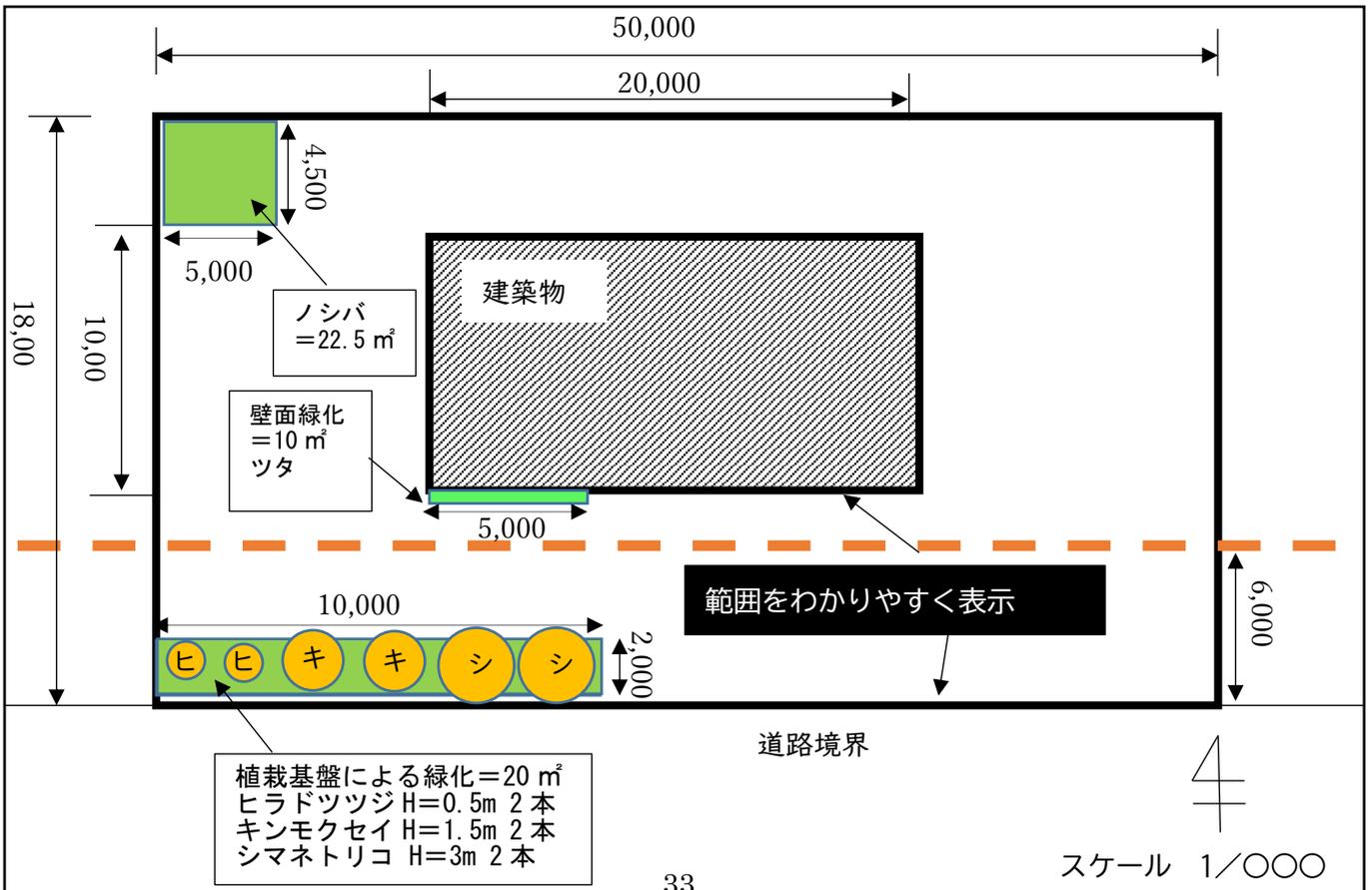
(9) 添付図書類の記入例
位置図

記入例 ⑤



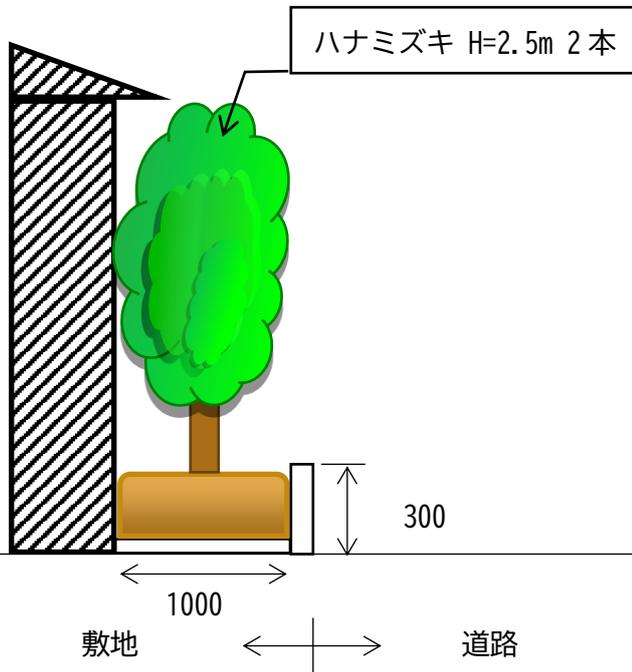
緑化計画平面図

記入例 ⑥

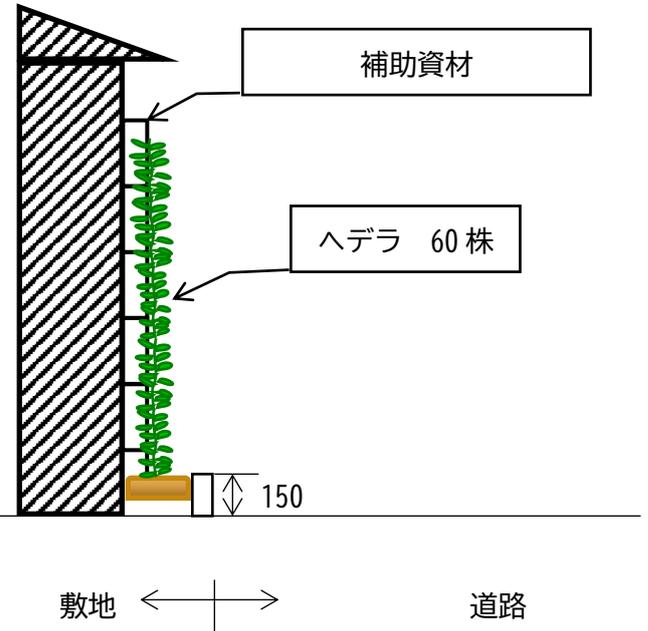


緑化計画断面図

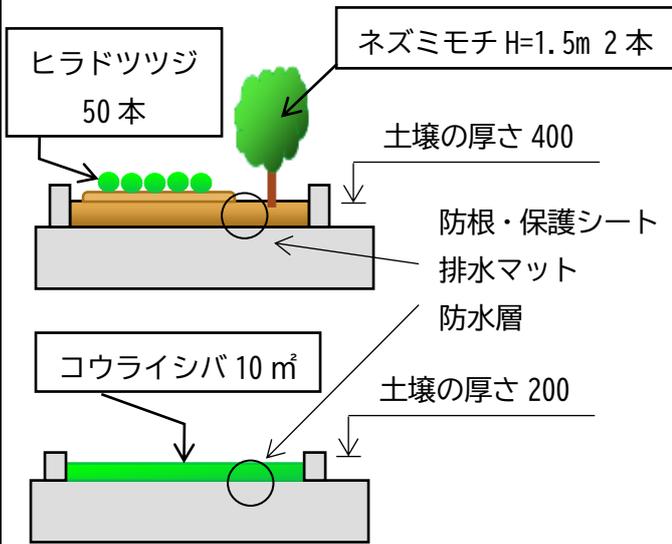
接道部 スケール：1/〇〇〇



壁面 スケール：1/〇〇〇

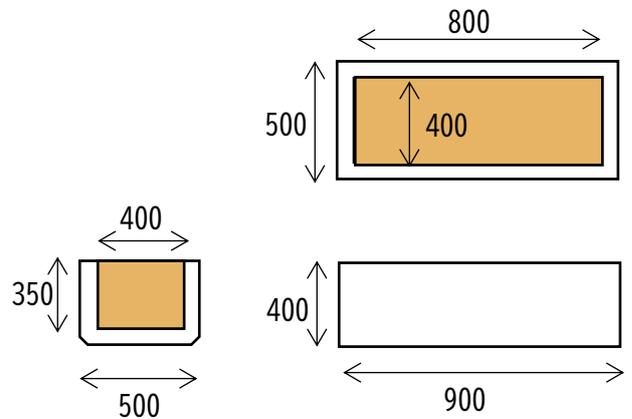


屋上 スケール：1/〇〇〇



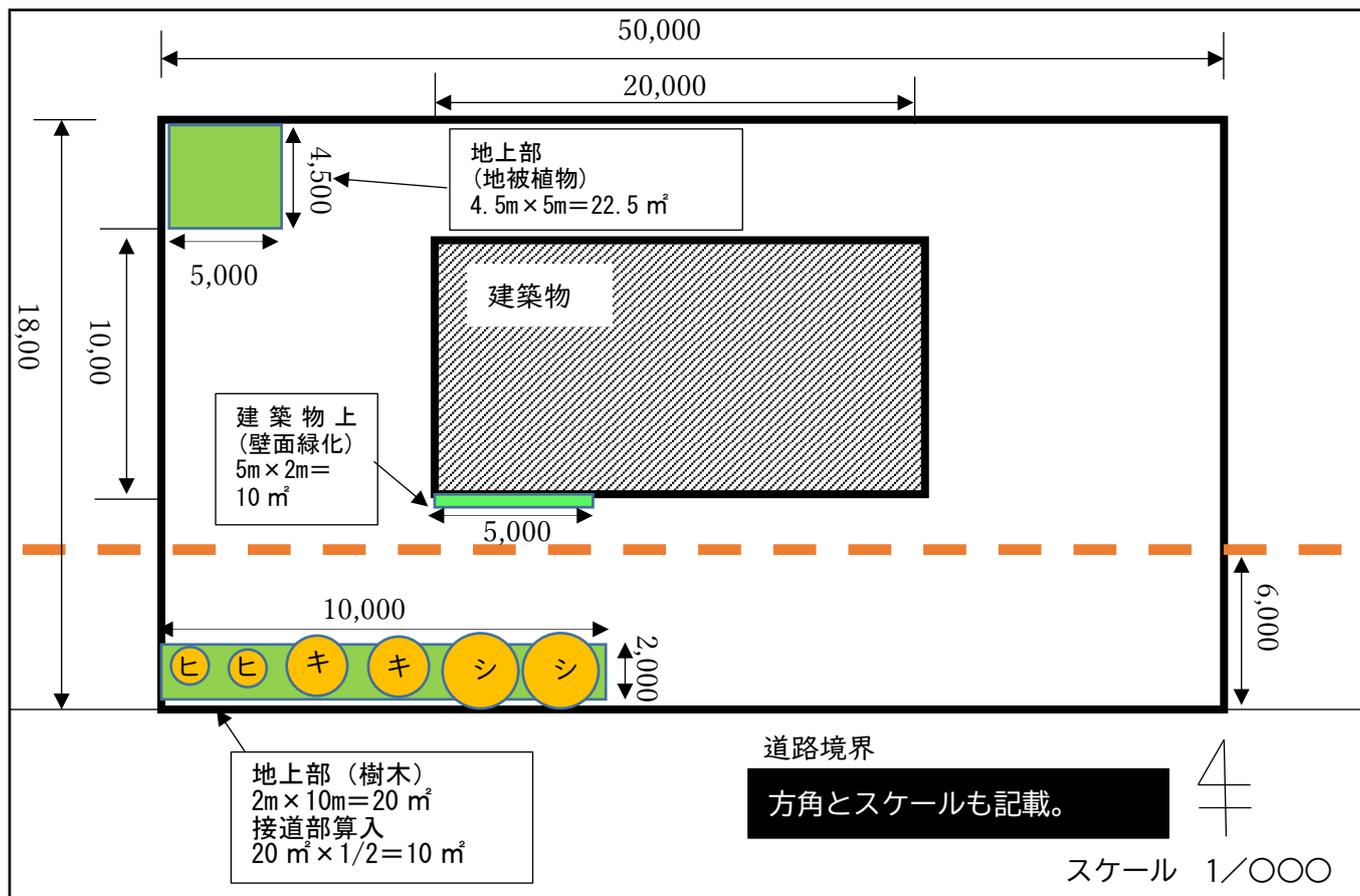
可動式植栽基盤(プランター詳細図)

スケール：1/〇〇〇



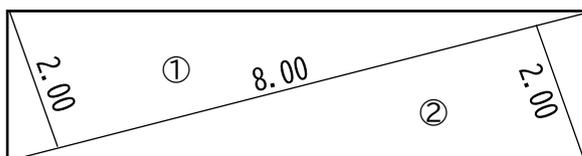
求積図

記入例 ⑧



面積の算出方法

三斜求積か座標求積を用いてください。



求積表

計算図の中に掲載するか、別紙として添付してください。

	底辺	高さ	倍面積	面積		計算式	面積
①	8.00	2.00	16.00	8.00	⑥	.	
②	8.00	2.00	16.00	8.00	⑦	.	
③	⑧	.	
④	⑨	.	
⑤			
合計					合計		
総合計							

V 参考

1. 植栽によく使われる樹木、地被植物、芝

参考文献 緑化樹木ガイドブック (財)建設物価調査会
 グラウンドカバープランツ (財)経済調査会

樹木

管理 成長……………○成長が遅い、●成長が早い(遅いほうが維持管理を行いやすい)、生垣……………○生垣にも向いている

鑑賞性 花、実、紅葉…○鑑賞性に優れた花、実、紅葉(景観が良く、住民から喜ばれる)

病害虫……………○病害虫が付きにくい(全く被害を受けない植物はない)、△よく付く、×毛虫対策が必要な樹木

区分	樹種名	管理		鑑賞性			生育条件			病害虫	備考	
		成長	生垣	花	実	紅葉	日向を好む	寒さに強い	暑さに強い			
高木類	常緑樹	ウバメガシ	○	○				○	○	○	△	枝葉が密生し生垣や仕立物に適する
		クロガネモチ	やや○			○		○		○		赤い実
		シマトネリコ	●		○	○		○		○	○	枝葉が繁茂しやすい
		シラカシ	●	○				○	○	○	△	枝葉が密生し生垣にも適する
		ソヨゴ	やや○			○			○		○	維持管理が容易、狭い空間に適する
		タラヨウ	やや○			○		○		○		維持管理が容易、樹形が乱れにくい
		モチノキ	○	○		○			○	○		維持管理が容易、樹形が乱れにくい
	落葉樹	イロハモミジ	●				○	○	○	○	△	広いスペースが必要、紅葉の代表種
		カリン	やや●		○	○		○	○	○		淡いピンク色の花と黄色い果実
		コブシ	●		○	○	○	○	○	○		3月下旬~4月上旬に白い花が咲く
針葉樹	ヤマボウシ	やや○		○	○	○	○	○	○		維持管理が容易、開花は5月~7月	
中木類	常緑樹	イヌマキ	やや●	○			○		○			刈り込みに強い、生垣や仕立物に適する
		エゴノキ	やや●		○	○	○	○	○	○		維持管理が容易、開花は5~6月
		キンモクセイ	やや○	○	○			○		○		開花時期は甘い香りを放つ
		サザンカ	○	○	○			○	○	○	×	チャドクガに注意、開花は10~12月
		ネズミモチ	やや●	○	○			○	○	○	△	よく生い茂り頻繁に刈り込み必要
	ベニカナメ	やや●	○			○	○	○	○		紅葉が美しく、生垣に適する	
	落葉樹	カンヒザクラ	○		○			○		○	○	維持管理が容易、樹形や樹高コンパクト
		サルスベリ	やや○		○		○	○		○		花期が長い、うどんこ病、カイガラムシに注意、
		シデコブシ	やや○		○			○	○			維持管理が容易、開花は3~4月
		ハナミズキ	やや○		○	○	○	○	○	○	○	維持管理が容易、開花は4~5月
モクレン		やや○		○			○	○	○		別名シモクレン、開花は3月~4月	
ロウバイ	●		○			○	○	○		開花は11月~1月		
針葉樹	コノテガシワ	やや●	○				○	○	○	○	維持管理が容易、樹形が乱れにくい	
低木類	常緑樹	アオキ	●		○		○	○	○			日陰に強い、赤い実
		アセビ	○		○				○		△	グンバイムシ、ハダニに注意
		イヌツゲ	○	○					○	○		ハマキムシに注意、多様に仕立て
		クチナシ	●	○	○	○		○		○		オオスカシバに注意、開花は6~7月
		サツキツツジ	●		○			○	○	○		強健、乾燥、多湿に強い、開花は5~6月
		シャリンバイ	やや○	○	○	○		○	○	○		強健、乾燥に強い、開花は5~6月
		ジンチョウゲ	○		○			○	○	○		開花は3~4月、甘い香りを放つ
		ヒイラギナンテン	○		○	○		○	○	○		日陰に強く丈夫、葉の縁にトゲ
	ヒラドツツジ	●		○			○		○		ツツジグンバイムシ、ハダニに注意、開花は4~5月	
	落葉樹	アジサイ	●		○			○	○	○		開花は6~7月
ドウダンツツジ		やや○	○	○		○	○	○	○	△	丈夫、開花は4~5月、生垣や植え込みに適する	

地被植物

区分	植物名	鑑賞花	利用形態				生育条件					備考	
			平面斜面	フェンス	壁面登はん	壁面下垂	光		水		気温		
							日向を好む	日陰に強い	乾燥に強い	湿気を好む	寒さに強い		暑さに強い
つる植物	常緑	キヅタ	○		○		○	○		○	○	○	別名フユツタ、日本産のヘデラ
		ヘデラ	○		○	○	○		○		○	○	愛称:アイビー
		ムベ	○		○		○			○			開花は4~5月、成長早い
	落葉	アケビ	○		○		○			○	○	○	開花は4~5月、成長早い
		ノウゼンカズラ	○		○	○	○		○		○	○	花期は6~8月で長い
常緑宿根草	アジュガ	○	○			○		○		○	○	花期は4~5月、紫葉	
	シャガ	○	○			○	○		○			やや湿った半日陰地を好む	
	タマリユウ		○			○				○	○	別名チャボジャノヒゲ、維持管理が容易	
	ヤブラン	○	○			○	○			○	○	花期は夏~秋、日陰に強い	
	リュウノヒゲ		○			○	○			○	○	別名ジャノヒゲ、維持管理が容易	
宿根草	クラピア(イワダレソウの改良種)	○	○		○	○		○			○	カーペット状に地面を被覆し雑草を抑制する(アレロパシー作用)	
常緑低木	オタフクナンテン		○			○				○	○	葉色が赤くなり美しい	
	コクチナシ	○	○			○			○		○	維持管理が容易、香り高い花が咲く	
	フッキソウ		○				○			○	○	代表的な地被植物	

※ヒメイワダレソウは重点対策外来種のため植えてはいけません。

芝生

芝の種類	生育条件				耐踏圧性	備考
	乾燥に強い	日陰に強い	寒さに強い	暑さに強い		
夏芝	コウライシバ	○	○		○	最もよく使用されている、きめ細かく美しい
	センチピードグラス	○	○		○	改良種は雑草抑制効果が高い(アレロパシー作用)
	ノシバ	○	○		○	見た目は綺麗でないが、比較的手間がかからない
	バミューダグラス	○			○	踏圧性に最も優れ、人の多い場所に適する、伸びが早く、施肥や芝刈りに手間がかかる

夏芝は乾燥、暑さに強いが、耐寒性が低く、気温が10度以下になると地上部の葉が褐色に枯れ休眠状態になるが、翌春に温度が高くなってくると再び萌芽し、緑になる。

2. 東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例(抜粋)

(建築物の新築に係る緑化義務)

第9条 500平方メートル以上1,000平方メートル未満の敷地において建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築を行おうとする者は、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地(以下「建築物等」という。)について緑化をしなければならない。

2 前項の規定により緑化をした者は、当該緑化をした部分の適切な維持管理に努めなければならない。

(緑化計画書の届出等)

第10条 前条第1項に規定する者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、緑化計画書を作成し、市長に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(軽微な変更その他の規則で定める変更をしようとするときを除く。)も、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、建築物等について緑化が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第11条 前2条の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物には、適用しない。

(1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、緑化をしないことについて、特別の事情があると市長が認めるもの

(2) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況又は用途によってやむを得ないと市長が認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める建築物

(勧告)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による届出をせず建築物の新築に着手した者又は同条第2項の規定による届出を行わない者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、第10条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、第9条第1項の基準に適合しないと認めるとき、又は当該届出の内容が虚偽であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第13条 市長は、第9条から前条までの規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、緑化の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の建築物等に立ち入り、緑化の実施状況を検査させることができる。

(1) 第9条第1項に規定する者

(2) 第10条第1項又は第2項の規定による届出をした者

(3) 第10条第1項の規定による届出をせず建築物の新築に着手した者又は同条第2項の規定による届出を行わない者

(4) 第10条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、第9条第1項の基準に適合しないと市長が認める届出を行った者又はその内容が虚偽であると市長が認める届出を行った者

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3. 東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する規則（抜粋）

（緑化基準）

第2条 条例第9条第1項の規則で定める基準（以下「緑化基準」という。）は、別表第1のとおりとする。

（緑化をした部分の維持管理）

第3条 条例第9条第2項の維持管理の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 適切な下草刈り、剪定、灌水、施肥、農薬の使用等を行うこと。
- (2) 緑化をした部分を枯損状態で長期間放置しないこと。

（緑化計画書の届出）

第4条 条例第10条第1項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、緑化計画（変更）書（様式第1）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

（届出を要しない変更）

第5条 条例第10条第1項の規則で定める変更は、当該変更後も緑化基準を満たすものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあつては、その容量が100リットル以上のものに限る。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の配置又は規模の変更による接道部緑化延長（敷地内の保全された樹木が道路に接している部分の長さをいう。以下同じ。）又は緑化面積（緑化施設の面積をいう。以下同じ。）の減少の割合が
100分の20を超えない場合における当該変更
- (2) 樹種又は樹木の本数の変更による接道部緑化延長又は緑化面積の減少の割合が
100分の20を超えない場合における当該変更
- (3) 接道部緑化延長又は緑化面積の増加
- (4) 緑化の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更（当該変更の日が着手予定年月日又は完了予定年月日から1年以内であるものに限る。）
- (5) 緑化施設の管理に関する計画の変更
- (6) 緑化基準の対象となる接道部緑化延長又は緑化面積の増加又は減少を伴わない建築面積の変更
- (7) 建築物の名称又は種類の変更
- (8) 条例第10条第1項の規定による届出をした者が法人である場合にあつては、その代表者の変更

（緑化完了書）

第6条 条例第10条第2項の規定による届出は、緑化完了書（様式第2）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

（緑化義務の対象としない建築物）

第7条 条例第11条第3号の規則で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域内的の建築物
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区内の建築物
- (3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定による特別緑地保全地区内の建築物
- (4) 都市緑地法第39条第1項の規定に基づく条例により制限を受ける区域内的の建築物
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項各号に掲げる建築物
- (6) 建築基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同項に規定する仮設建築物

(7) 建築基準法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物

(書類の提出部数)

第8条 この章の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本及び副本各1部とする。

別表第1(第2条関係)

緑化基準の算定 方法の区分	緑化基準	建築物の区分	緑化率	
接道部緑化延長による場合	接道部緑化延長が、接道部延長に緑化率 a を乗じて得られる長さ以上であること。	市が設置し、又は管理する建築物及び居住の用に供する建築物	a	50パーセント
		その他の建築物	a	30パーセント
緑化面積による場合	地上部における緑化面積が、次に掲げる算式により算出した面積のうち最小の面積以上であること。 (1) (敷地面積-建築面積)×「緑化率 b」 (2) {敷地面積-(敷地面積×建蔽率× 0.8)}×「緑化率 b」 (3) 建築物の床面積の合計×「緑化率 c」	市が設置し、又は管理する建築物及び居住の用に供する建築物	b	12.5パーセント
			c	50パーセント
		その他の建築物	b	7.5パーセント
			c	30パーセント



○緑化計画の手引き及び各様式は、東大阪市役所のウェブサイトで検索していただくか、下記の URL にてご覧いただけます。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035143.html>

問い合わせ先 東大阪市土木部みどり景観課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL 06-4309-3227 FAX 06-4309-3836

